

第2次三次市総合計画（改訂版）
案

平成30年（2018）年11月

目次

第1章	総合計画の策定について	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画改訂の趣旨	2
3	計画の位置づけと構成	3
4	計画の期間	3
第2章	社会状況の変化とまちづくりの主要課題	4
1	社会経済潮流等の変化	4
2	まちづくりの主要な課題	10
第3章	まちづくりの基本的方向	15
1	まちづくりの基本理念	15
2	めざすまちの姿	15
3	まちづくりの基本的視点	16
4	計画を推進する上で大切にしたいこと 「参加」「行動」「対話」	17
5	4つの挑戦	17
6	まちづくりの取組の柱	18
7	見直し重点項目	20
第4章	まちづくりの取組	21
第1節	まちづくりの主役である「ひとづくり」	23
1	取組の背景	23
2	取組の方向性	23
3	具体的な取組	26
第2節	安全で温かみと安心感のある「くらしづくり」	30
1	取組の背景	30
2	取組の方向性	31
3	具体的な取組	32
第3節	豊かな市民生活と元気な地域を支える「仕事づくり」	35
1	取組の背景	35
2	取組の方向性	35
3	具体的な取組	37
第4節	美しい風景を後代に伝える「環境づくり」	41
1	取組の背景	41
2	取組の方向性	41
3	具体的な取組	43
第5節	参加、行動、対話による、つながる「しくみづくり」	45
1	取組の背景	45
2	取組の方向性	45
3	具体的な取組	47

第1章 総合計画の策定について

1 計画策定の趣旨

本市は平成18（2006）年に、まちづくりの基本理念に「市民のしあわせ」を掲げた「三次市まち・ゆめ基本条例」を制定するとともに、「新市まちづくり計画」を基本に、将来のめざすべき理想のまちの姿を見据えて「三次市総合計画―みよし百年物語―」を策定しました。計画に基づいて、子ども、健康・福祉、文化・学習、産業・経済、環境、都市の6項目を柱として「まちづくりに取り組み市民との協働のまちづくりを推進し、都市機能の集積、情報通信網や道路交通網の整備、子育て支援、教育や医療環境の充実などに、成果を上げています。

また、市内の全19住民自治組織において「地域まちづくりビジョン」が策定され、それぞれの目標や夢に向かって様々な取組が実行に移され、地域の活性化につながっています。

しかしながら、様々な取組と努力の中でも、日本全体を取り巻く厳しい社会情勢の中、本市においても人口減少・少子高齢化は進行しています。「みよし百年物語」で掲げた「将来の10万人都市建設」は、もはや現実的ではなくなってきました。こうした状況に真正面から向き合い、この流れを緩和していく中で、市民のしあわせな生活を守っていくこと、課題解決に向けた取組を着実に実行していくこと、さらにその取組の中で本市の新たな可能性を創造し、発展させていくことが求められています。

本市は、広島県の北部に位置していますが、山陽と山陰、さらには関西圏と九州圏を結ぶ十字路にあたります。中国やまなみ街道（中国横断自動車道尾道松江線）（以下、「中国やまなみ街道」といいます。）の開通で、その拠点性はさらに高まっており、広島空港へのアクセスも格段に向上しています。今後は、本市における自己完結が可能な分野と、連携強化と機能の分担・補完が必要な分野を正しく見極め、より一層、広域圏での優位な拠点性を維持・向上させていく必要があります。

そのためには、本市の特徴を活かしながら、市民の力が最大限に発揮されるまちをめざしていくことが必要です。現実を直視しつつ、今後のすう勢を把握し、市民みんながつながり、生きがいと誇りを持って、力を合わせて持続可能なまちづくりに取り組んでいかなければなりません。

私たちには、本市の可能性を発揮させ、次代の社会の基盤を築き、子どもたち、孫たちへとつないでいく責任があります。その責任を果たすためには、まちづくりの課題を共有し、めざすまちの姿の実現に向けて協働し取り組むことが何よりも大切です。

人口減少・少子高齢化という厳しい現実と直面している今こそ、本市の持つ無限の可能性を信じ、と市民一人ひとりの力に自信と誇りを持って、知恵を出し合い、力を合わせて、新たな取組に挑戦していかなければなりません。

そのための、本市の未来を拓く指針として、この総合計画（以下、「本計画」といいます。）を策定しました。

2 計画改訂の趣旨

<これまでのまちづくり>

本計画を策定して以降、人口減少・少子高齢化に真正面から向き合い、この流れを緩和・抑制していく中で、市民のしあわせを実現していくという強い決意のもと、4つの挑戦を中心とし、子育てや教育、保健・医療をはじめ、定住対策や農林畜産業・商工業、生活基盤、地域との協働によるまちづくりなど、各分野の施策に沿ったまちづくりを進めてきました。

あわせて、本計画に基づき、「三次市まち・ひと・しごと総合戦略」「三次市人口ビジョン」を策定し、国が進める地方諸施策を最大限活用しながら、まち・ひと・しごとの創生に係る施策を重点化し、戦略的に取組を進めてきました。

平成27（2015）年3月には、中国やまなみ街道が全線開通し、本市は2本の高速道路がクロスするまちとして、拠点性や利便性が格段に高まっています。特に、商工業分野では、企業誘致が進み、三次工業団地が完売しました。観光分野では、中国やまなみ街道の全線開通以降、総観光客数は増加傾向にあり、平成29（2017）年には過去最高の341万人を記録しています。さらには、広島県や広島大学などとの連携のもと、精力的に医師の確保に取り組み、地域医療体制の充実を図るとともに、念願であった併設型中高一貫教育校の設置決定や2020年東京オリンピック・パラリンピック事前合宿の誘致決定など、これまでの取組が着実に成果として表れています。

地域づくりの取組としては、生活拠点としての機能を果たす「川西郷の駅」、小学校を地域力で守る「青河ブルーリバー」、公共施設の管理運営を中心に取り組む「元気むらさくぎ」など、市民による意欲的な取組が展開されています。

こういったまちづくりを展開する中で、市民アンケートでは、平成24（2012）年度と平成29（2017）年度の現在の市民の幸せ度や暮らしの満足度の比較において、いずれも幸せ度や満足度が向上するなど、一定の進展が見られています。

<改訂の趣旨>

一方で、本計画を策定してから5年が経過し、ICTの急速な進化によるライフスタイルの変化や豪雨や土砂災害など自然災害に対する国土強靱化への意識の高まり、一層の進行が見込まれる人口減少・少子高齢社会など、本市を取り巻く社会経済潮流が変化しています。

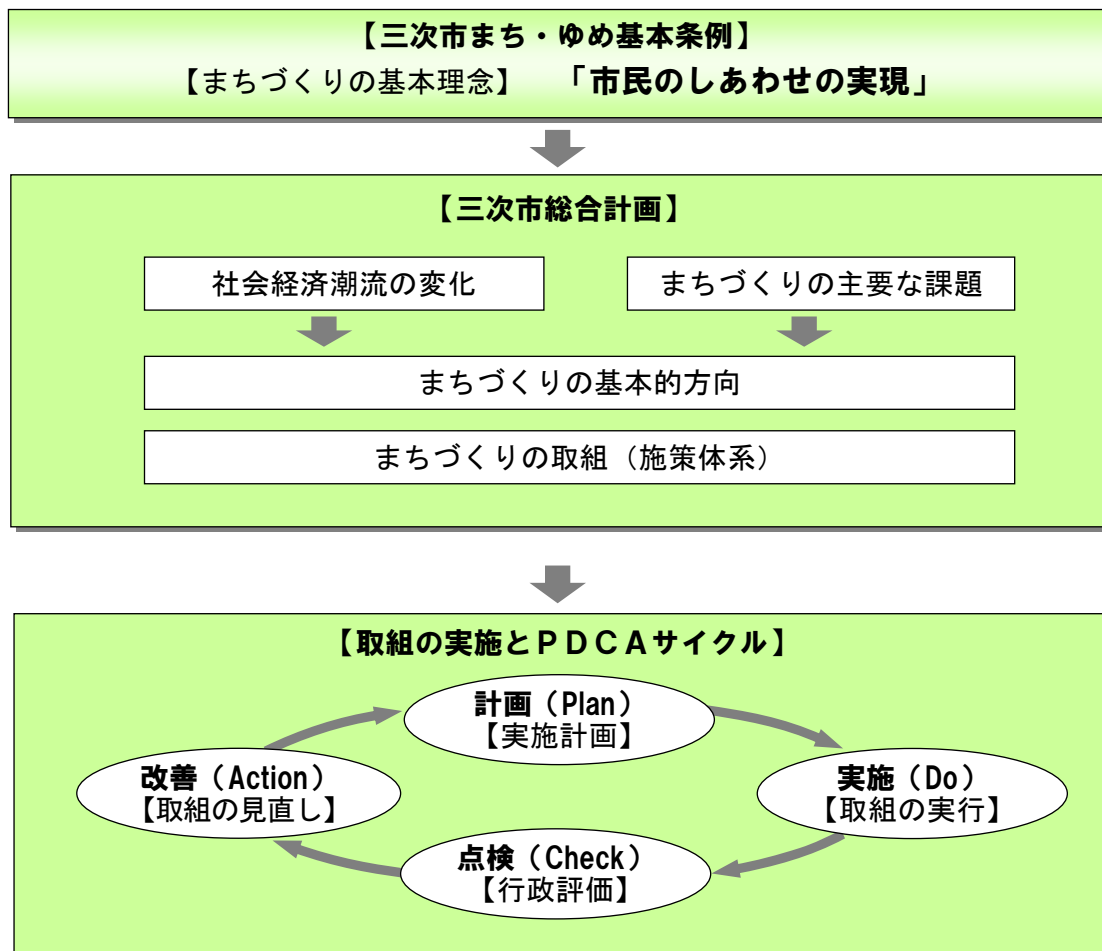
そこで、平成29（2017）年度から平成30（2018）年度にかけて、これまで進めてきたまちづくりの取組状況について、庁内での検証作業や市民アンケートによる満足度調査のほか、早稲田大学による第三者評価などにより検証・評価し、社会経済潮流の変化から、今後の施策の方向性等を見つめ直すとともに、市民ニーズを適切に捉え、施策の効果をこれまで以上に実感できる計画とするため、必要な見直しを行うこととしました。

また、平成30（2018）年度に公表された自治体戦略2040構想研究会（総務省）の報告によると、2040年頃の自治体の姿は運命的に与えられるものではなく、住民自らの意志で戦略的に作っていくことができるものとし、自治体は住民の暮らしを支える基盤であり、欠かすことのできない存在として、迫り来る危機を自らの危機と認識し、2040年頃の自らの圏域の姿を具体的に想起して、必要な対策に着手することが必要とされています。

まちづくりの基本理念である「市民のしあわせの実現」に向け、引き続き、人口減少・少子高齢化に真正面から向き合い、変化し続ける社会経済潮流に適応しながら、本市の将来をしっかりと見据え、市民・地域・行政などが一丸となって本市の新たな可能性を創造し、本市の未来を発展させていきます。

3 計画の位置づけと構成

総合計画は、「三次市まち・ゆめ基本条例」に定めるまちづくりの基本理念を具現化するものであり、市民みんながまちづくりに関する目的や目標、その実現のための道筋を共有し、協働して取り組むための総合的な指針として策定しています。



4 計画の期間

計画期間は、平成26（2014）年度から2023年度までです。

（平成 年 月一部改訂）

なお、社会経済潮流の変化やまちづくりの進捗等を考慮しながら、計画期間の途中で総合的な検証を行います。

第2章 社会状況の変化とまちづくりの主要課題

1 社会経済潮流等の変化

(1) 人口減少・少子高齢化の進行

日本の人口は、平成27（2015）年において、約1億2,709万人で、平成22（2010）年の約1億2,805万人から約96万人減少しています。また、総人口に占める65歳以上人口の割合（以下、「高齢化率」といいます。）は26.6%で、平成22（2010）年から平成27（2015）年までの5年間で、3.6ポイント上昇していますが、15歳未満の人口（年少人口）は、総人口の12.6%で、0.6ポイント低下しています。諸外国と比較しても、15歳未満人口の割合は世界で最も低い水準で、65歳以上人口の割合は世界で最も高い水準となっています。（国勢調査データ）

こうした人口減少・少子高齢化により、従属人口（15歳未満、65歳以上）比率が高まり、労働力の中核をなす生産年齢人口（15～64歳）比率は低くなることが想定されます。働く人よりも支えられる人が多くなる状況は、労働力人口の減少や引退世代の増加に伴う貯蓄率の低下により、長期的な成長力が低下するとともに働く世代が引退世代を支える社会保障制度の維持が困難になるなど、経済にマイナスの作用を及ぼすことが考えられます。また、あらゆる分野において担い手不足を発生させ、高齢者の増加による福祉・生活支援ニーズの増大、集落や地域の活力の低下、さらに、少子化による保育所、小中高学校等の維持の困難化など、様々な影響を及ぼします。

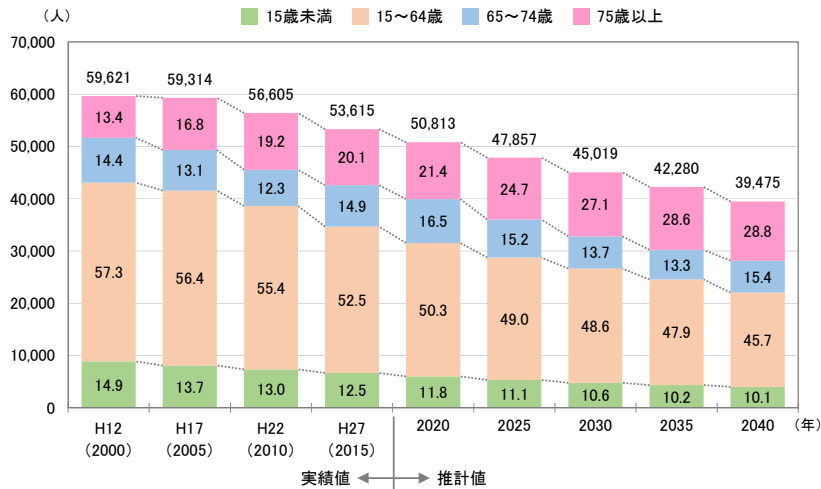
本市においては、平成27（2015）年の人口は53,615人で、平成22（2010）年から平成27（2015）年までの5年間で、2,990人減少しています。一方で、65歳以上人口は18,655人で、平成22（2010）年から平成27（2015）年までの5年間で、866人の増加となっており、65歳以上の人の割合は35.0%で、3.5ポイント上昇しています。また、15歳未満の人口は、663人減少し、その比率は、13.0%から12.5%へと低下しており、全国と同様に、人口減少・少子高齢化が進んでいます。（国勢調査データ）

また、平成16（2004）年から平成30（2018）年までの地域別の人口推移をみると、十日市・八次・酒河の3地区を合わせた人口はほぼ維持できているものの、この3地区以外の地域を合わせた人口はマイナス21.3%となっています。（毎年4月1日現在の住民基本台帳人口データ）

一方で、平成27（2015）年における常住人口53,615人に対し、昼間人口については、54,436人となっており、仕事等により昼間における市外から市内への流れの方が大きいことがいえます。

平成30（2018）年3月に公表された国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると、今後も日本全体の人口減少・少子高齢化は進行するものと見込まれ、本市においても、人口減少・少子高齢化は継続するものと予測されています。

図 将来の人口見通し（年齢区分別割合）

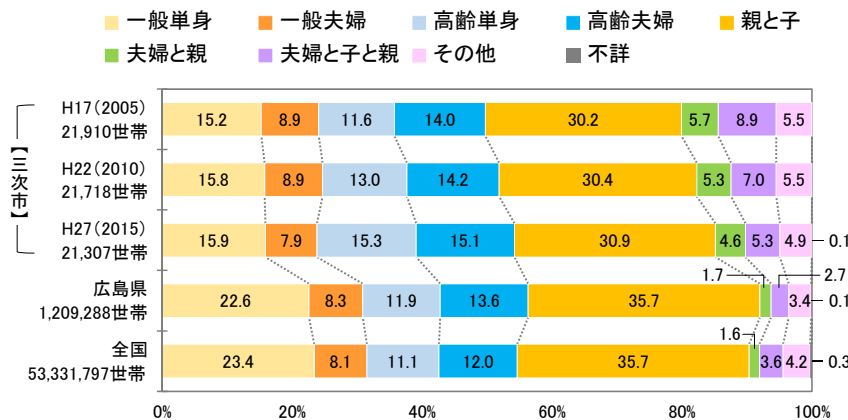


資料：H12（2000）～H27（2015）年は国勢調査，2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所推計値（H30（2018）年推計）による
 注-1：2020年以降の総人口は、十の位を四捨五入して表記

(2) 家族・コミュニティ、働き方の変化

我が国の家族形態は、戦後の高度成長期に3世代世帯等の大家族から夫婦と子どもを中心とした核家族へと移行し、近年ではその典型的な核家族も、高齢者や若年者の単身世帯の増加により変化しています。同様に、本市においても単身世帯が増加しており、夫婦と子どもという核家族をモデルとした施策のみでは、効果的な対応ができなくなっています。

図 家族構成別世帯数割合の推移と比較



資料：国勢調査（広島県、全国は平成27（2015）年）
 注-1：世帯数は一般世帯
 注-2：高齢単身は65歳以上の単身世帯，一般単身は64歳以下の単身世帯
 高齢夫婦はどちらか一方が65歳以上の夫婦のみの世帯，一般夫婦は高齢夫婦を除く夫婦のみの世帯

コミュニティについては、**少子高齢化が進む中で「地域の担い手（後継者）不足」「共助の弱まり」などの問題点が指摘されており、地域コミュニティの再構築は早急の課題といえます。（住民自治組織との意見交換会意見）**

市民の働き方については、雇用者に占める派遣、パートなど非正規職員の割合が32.1%（男性18.1%、女性48.0%）で、全国値34.9%（男性18.2%、女性54.5%）に近い値となっており、将来的にも安定した雇用形態を確保することが課題となっています。（平成27（2015）年国勢調査データ）

これらの変化は、人々の意識にも影響を与えており、晩婚化や少子化が進む要因の一つとして取り上げられるとともに、幼児虐待や育児放棄、高齢者の孤独死にみられるように、家族や地域社会におけるつながりの希薄化、変化を生じさせています。また、経済的困窮等の様々な原因が相まって、困難に直面している家庭や子どもが、必要な支援を受けられず孤立しやすい状況になっており、その子どもが、将来、再び経済的困窮家庭を形成するという「貧困の連鎖」が社会問題となっています。

一方で、育児や介護との両立など、働き方や育児・介護などへの支援に対するニーズが多様化しており、女性や若者、高齢者、障害者などの就業の機会の拡大、意欲・能力を十分に発揮できる環境が求められるとともに、医療技術の進化により健康寿命が延長することから、人生設計が変化していくと考えられます。

(3) ICTの進化とライフスタイルの変化

近年のAI（人工知能）、IoT（モノのインターネット）をはじめとしたICTの劇的な進化は、交通、医療、福祉、防災、観光、教育等の様々な分野で、課題の解決や新規ビジネスの創出を促し、社会経済活動全体を変革する可能性を高めているとともに、人々の生活の利便性の向上や生活時間の使い方の変化など、ライフスタイルや働き方への影響が大きくなってきています。

さらに、AIやロボットの研究開発と産業育成が進むことが予想されており、大災害時の危険任務、医療・介護分野など様々な分野での活用が期待されており、今後のICTのさらなる技術革新に伴う社会の変化を的確に捉え、その利便性を最大限発揮できるよう対応していく必要があります。

一方で、将来的に、AIやロボットに置き換えられる仕事や職業も多く存在すると予想されており、就業を取り巻く状況が大きく変わってくると考えられます。

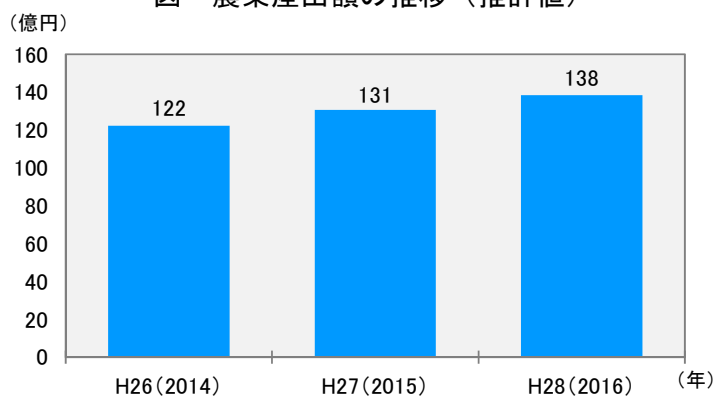
また、二地域居住人口が年々増加しており、今後二地域居住を希望する人も含め、2030年には1,000万人になることも予測されるとともに、大都市圏の企業を中心に働き方改革が進む中で、兼業や副業を行う人口が今後ますます増加すると考えられます。特に、東日本大震災以降、ソーシャルな価値を重視する傾向やICTの進化による時間と場所を選ばない働き方の多様化などが進むとともに、若者を中心とした「田園回帰」と言われる都市部から農山漁村等への移住の流れが生まれています。

(4) 経済活動をはじめとしたグローバル化、拠点性の向上と高度情報化

本市の農業産出額は、製造業における製造品出荷額の1割程度の130億円前後で推移しています。しかしながら、農業を取り巻く環境が大きく変化する中で、本市の基幹産業である農業が担う多面的役割を踏まえ、新たな展開を模索していく必要があります。

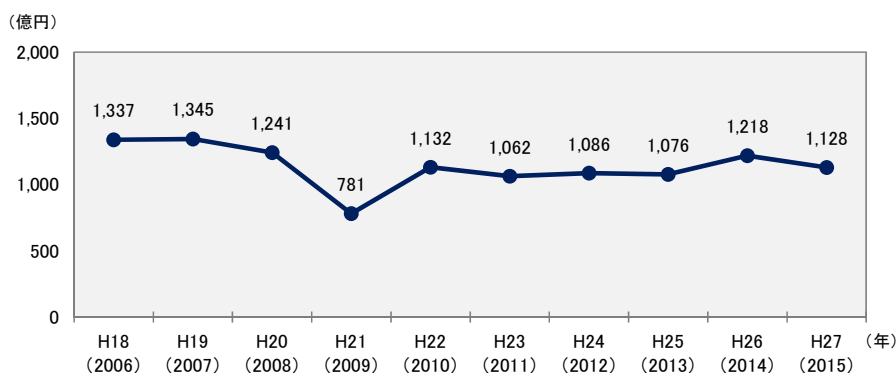
また、製造品出荷額は、リーマンショック後の平成21(2009)年の781億円を除き、1,000億円を超えており、近年は横ばい傾向にあります。

図 農業産出額の推移 (推計値)



資料：厚生労働省 市町村別農業産出額 (推計)

図 製造品出荷額の推移



資料：工業統計調査、平成23(2011)、27(2015)年は経済センサスによる
注-1：従業員4人以上の事業所

全国的な人口減少に伴う市場の縮小や経済のグローバル化、企業誘致に代表される地域間競争の激化などによって、本市の拠点性が損なわれ、通過地域となり、あるいは商工業の拠点が流出し、定住人口の減少に一層の拍車をかける可能性もあります。

また、TPP(環太平洋パートナーシップ)協定等による自由貿易の進展は、我が国産業の様々な分野での影響や問題点が議論されており、本市においても、大きな影響が懸念されます。

一方、製造業については、国の積極的な金融政策、公共投資などを背景として企業の動きも活発化してきています。また、携帯電話、インターネットなどのICTの進化はめざましく、これらの技術を活用することでインターネット販売等の経済活動や交流の範囲を飛躍的に拡大できる可能性も生まれるとともに、消費生活等の変化、生産物やサービスの

高付加価値などグローバル化に対応した取組が必要となってきます。

さらに、中国やまなみ街道の全線開通によって、広島―松江・出雲、福山・尾道―松江・出雲間の時間距離が大幅に短縮され、通勤、買い物、医療、教育などの日常行動圏が拡大し、広域的な生活圏、経済圏、商業圏が形成されるチャンスが生まれるとともに、人の流れがさらに拡大していくことが予想されます。

今後においても、地球規模での時間距離がますます短縮すると同時に、自動翻訳機やフィンテックなどの進化により、言語や通貨の壁が取り除かれ、ますますグローバル化が進むと予測されます。

また、日本を訪れる外国人観光客は増加傾向にあり、インバウンド観光は一大市場を築くまでとなっており、歴史的文化や地域資源を活用し、地域の稼ぐ力を引き出す観光のまちづくりが重要になっていると同時に、国においては、定住人口でもなく、観光に来られた交流人口でもない、地域や地域の人々と多様に関わる関係人口に着目した施策に取り組むことの重要性が議論されています。

(5) 大規模な自然災害への対応

平成23（2011）年3月に発生した東日本大震災や平成28（2016）年熊本地震などの地震災害、平成30（2018）年7月豪雨などの大規模災害の発生により、国土全体のさらなる強靱化や安全・安心に対する意識が高まりを見せていますが、一方で、住民の避難行動には結びついていないといった実態も明らかになっています。

また、近年の災害は過去の経験や知識では到底対応しきれないものとなっており、災害時の支援等については、行政だけの対応には限界があることから、地域や市民などとの多角的な連携が必要不可欠となっています。

こうした自然災害へ対応していくため、ハード・ソフト対策の両面から防災・減災対策を進め、災害発生時における広域的・長期的な避難への対応と多様なニーズに配慮した避難所環境の整備を進めるとともに、地域の防災力を強靱化していく必要があります。

(6) 地球規模の環境問題の深刻化

近年、資源の採取、温室効果ガスや廃棄物の排出増大により、地球温暖化、生物多様性の劣化など、人間の活動が地球環境に与える影響の深刻化が懸念されています。世界的な気候変動が顕在化しており、我が国においても過去に経験したことのない集中的な豪雨が発生しています。また、耕作放棄地や管理できない森林が拡大し、鳥獣被害も増大しています。

一方、福島第一原子力発電所の事故を契機として、再生可能なエネルギーへの転換や電力をはじめとするエネルギー使用量の削減など、エネルギー政策への関心の高まりが見られます。

(7) 自治体運営の効率化

生産年齢人口の減少により税収の伸びを見込むことが困難な一方、高齢化による社会保障負担の増大は不可避であり、自治体の財政運営は今後一層困難になると見込まれています。このため、自治体は担うべき役割を見直すとともに、地域の多様な主体との連携と役割分担を今まで以上に進める必要があります。

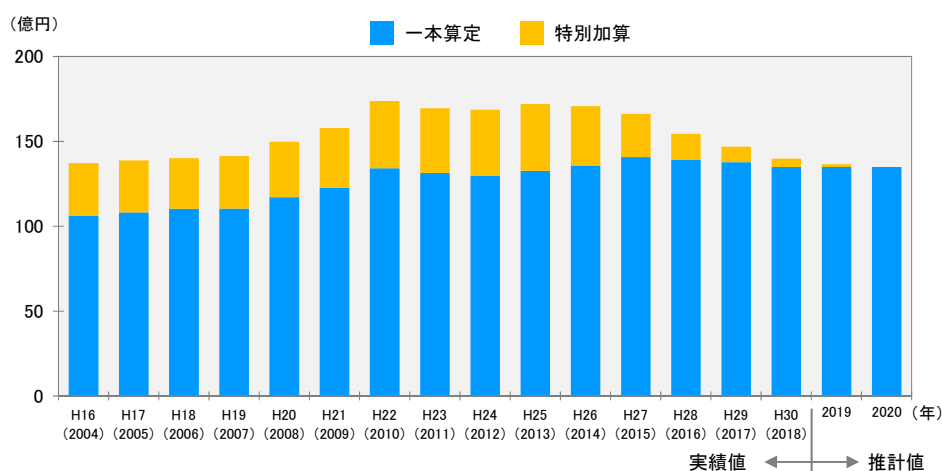
また、高度成長期以降に集中整備したインフラや公共施設等の老朽化が深刻化しており、今後は、施設の長寿命化や適正な再配置を行うことにより、費用を縮減し、市域を超えた広域的な取組により、効率的な社会資本の維持管理を行っていく必要があります。

さらに、本市の歳入約406億円（平成29（2017）年度一般会計）のうち一般財源は約275億円で、このうち普通交付税が約137億円と一般財源の5割以上を占めています。この普通交付税は、市町村合併の特例による優遇措置を受けていますが、この優遇措置は、平成27（2015）年度から段階的に縮小され、2020年には終了することとなっています。

国では、平成の合併により、市町村の面積が拡大するなどの市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、平成26（2014）年度から支所に要する経費や面積の拡大により増加が見込まれる経費等について算定が見直され、縮小額が復元しているものの、普通交付税の縮小額は最終年度において10数億円と見込まれます。

こうした状況の中、従来の方や水準で公共サービスを維持することが困難となることが見込まれ、住民サービスを持続的かつ安定的に提供していくためには、AIやIoTを中心としたICTを効果的に活用するなど、量的・質的にも困難さを増す課題を克服できるようなしくみを検討する必要があります。

図 普通交付税の推移



2 まちづくりの主要な課題

前述の社会経済潮流等の変化を踏まえるとともに、本市の特徴等、市民まちづくり塾における議論（平成24（2012）年度、平成30（2018）年度）、市民アンケート調査結果（平成24（2012）年度、平成29（2017）年度）、住民自治組織との意見交換（平成25（2013）年度、平成30（2018）年度）、総合計画の検証（平成24（2012）年度、平成29（2017）年度）に基づく課題などを踏まえて、まちづくりの主要な課題を抽出、整理すると、次のとおりです。

(1) 人口減少・少子高齢化への対応

全国的に進行する人口減少傾向を覆し、人口増加を実現することは容易ではありません。しかしながら、市民みんなの力を結集し、その力を最大限発揮することによって、本市の未来を切り拓くことができます。そのためには、人口減少・少子高齢化のスピードを緩和・抑制するとともに、人口減少に適応しながら、これによる悪影響を回避・低減し、持続可能な地域社会を維持していくための基盤を固め、「市民のしあわせ」を実現していくことのできるしくみをいかに築いていくかが、重要な課題となります。

人口減少・少子化の進行は、経済活動を支える生産年齢人口を減少させ、生産の場だけでなく、購買・消費力や扶助機能の低下等の問題を生じさせています。

こうした状況に対し、将来へつながる地域社会を維持していくためには、子育てと仕事が両立できる環境や、就学・就労機会、医療体制など基礎的な生活基盤に係る条件を整備・充実し、産業や地域社会の担い手の確保に努め、人口減少・少子化の流れを緩和していくことが必要です。本市の自然や歴史、生活環境などの中で営まれてきた農業や商業などを受け継ぐとともに、新たな価値を創造していこうとする若者を育み、支援する必要があります。

また、家族や地域社会でのつながり方の変化の影響は、孤立した子育てや幼児虐待、育児放棄などに顕在化していますが、家族や地域社会における社会関係の再構築の取組が必要です。

高齢化については、支援の必要な高齢者の増加に対応するため、より緊密な保健・医療・福祉の連携による地域包括ケアシステムの構築を中心に移動や買い物、見守り活動など、高齢者の在宅生活を支援する体制整備を進める必要があります。

さらに、高齢者が仕事や地域活動など社会の中で一定の役割を果たしながら、健康でいきいきと暮らすことができるよう、社会参加を促進する必要があります。

こうした人口減少・少子高齢化へ対応するため、国においては、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」が策定され、東京一極集中の是正や若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現、地域の特性に即した地域課題の解決を進めることで、人口減少問題を克服する取組が推進されていますが、依然として厳しい状況が続いています。本市においても、国が策定した総合戦略や長期ビジョンを踏まえ、「三次市まち・ひと・しごと総合戦略」「三次市人口ビジョン」を策定し、2030年に人口50,000人を堅持することを掲げ、施策を重点化しながら取組を進めていますが、日本全体と同様に、人口減少・少子高齢化は進行しています。

一方では、平成28（2016）年度において、市外からの転入者数が転出者数を上回った地域が6地域（住民自治組織単位）、平成29（2017）年度においては、4地域あり、明るい兆しも見えてきています。厳しい状況の中だからこそ、人口減少・少子高齢

化に真正面から立ち向かい、本市の将来をしっかりと見据えた上で、本市の持つ無限の可能性と市民一人ひとりの力により、定住対策をはじめとしたまちづくりを進めていくことが今後一層重要となります。

<集落の生活機能の維持と定住・交流・つながりの促進>

本市においては、中心市街地を除く地域では、人口減少・少子高齢化の進行が顕著であり、一部の地区においては、農地の維持管理や日々の交流など、集落の生活機能を維持することが困難な状況が発生しています。

こうした状況に対応するため、生活に必要な保育や教育、医療や買い物、行政、そして災害時の対応などの機能の維持に努めつつ、集落の実情に応じて効率的で持続可能なしくみにしていくことが必要となります。

集落機能を維持していくため、地域コミュニティの役割や再編なども考慮しながら、新たな自治活動を展開していくことが必要です。

住民自治組織との意見交換会において、「地域の担い手（後継者）不足」「共助の弱まり」などの問題点が指摘されており、地域コミュニティの再構築が早急の課題であり、地域コミュニティを持続させていくという面では、集落の新たな担い手となる定住人口を確保していくことも必要です。

一方、三次地区や十日市地区など中心市街地やその周辺地域においても、市の総人口の減少等に伴い、活力が減退していくおそれがあり、中心市街地におけるまちなか居住の促進、商店街活動などを核としたにぎわいの創出、周辺地域も含めた自治活動の活発化、観光・交流施設の活用による市内外との交流の促進などを通じて、地域の活性化を図る必要があります。

また、本市は合併以降、市民と行政との協働のまちづくりを進めており、さらに一歩進めることで、地域コミュニティ機能の強化につなげ、今後のまちづくりのために必要な機能を見極めながら、市民と行政が役割を分担し、協力・連携していくことで、各地域の個性を活かした地域の拠点づくりを進める必要があります。

さらに、自然や伝統行事等の地域の資源を掘り起こし、その魅力を向上させることにより、地域の良さを再認識し、その良さや強みを積極的に発信し、交流人口の拡大や定住につながる取組を展開するとともに、地域や地域の人々と多様に関わる「関係人口」に着目した施策に取り組む必要があります。

<子どもの未来応援>

近年、社会問題として子どもの貧困がクローズアップされており、本市としても施策の方向性を探るべく検討を進めてきました。結果として、貧困という経済的側面だけではなく、社会生活全般における多様で継続的な取組が必要であると考え、子どもたちの成長段階に応じた継続した支援と環境づくりを行うため、平成29（2017）年12月に「三次市子どもの未来応援宣言」を策定しました。

子どもたちの未来は地域の未来であり、子ども一人ひとりを大切にし、自立と活躍を応援することは、本市のまちづくり、ひとづくりにもつながります。また、子どもたちの未来を応援するためには、乳幼児期から子どもたちの多様な可能性を伸ばせる環境づくりと応援が必要であり、貧困等の様々な要因によって社会からの支援を要する子どもたちが希望を持って育っていけるような支えが不可欠です。

この応援宣言に基づき、すべての子どもの可能性、希望、チャレンジを応援し、「いつ

までも住みたい地域、いつかは帰ってきたい地域」の実現を図っていくため、具現化に向けた取組の推進が必要です。

(2) 持続できる産業の構築と就労機会の拡大

人口減少・少子高齢化に伴い生産年齢人口の減少による労働力不足や地域活動の担い手不足が進行しており、市民が心豊かに充実した生活を送っていくための基盤として産業の維持、人材の育成を図ることは大きな課題です。

このため、本市の中国地方における地理的優位性を活かした産業を維持しつつ、古い歴史・長い伝統、豊かな自然の中で培われた人と人とのつながり等の地域資源を最大限に活かした産業の育成を図っていく必要があります。

また、子育てや介護を行いながらも、働き続けられる環境の整備等を図ることで、女性や若者、高齢者などの就労の促進が求められています。

あわせて、雇用の確保にとどまらず、自ら仕事を興し、新たなあるいは複数の収入の道を開拓する市民を支援する取組が必要です。

(3) 拠点性の利活用とICTの進化への対応

経済のグローバル化やICTの進化、中国やまなみ街道の開通などの環境の変化は、人・モノなどの新たな流れを生み出し、人々の生活に大きな影響を及ぼします。こうした状況の中で、「市民のしあわせ」を追求していくためには、市域・県域などの従来の圏域にこだわらず、さらに広い圏域の中で、地理的優位性や生産物、人材など本市の特徴を最大限発揮し、新たな価値を創出していくことで、広域圏域における活動のよりどころとなる場所、すなわち広域の中の拠点性を維持・向上していかなければなりません。

その際に、すべての面で拠点機能を構築することは、経済効率性、利便性、持続性などに照らし、必ずしも合理的とは言えず、地域間の連携強化、機能の分担や補完を行い合いながら、三次らしさを発揮した拠点性を築いていく必要があります。

さらには、情報通信網（双方向の通信が可能なCATV網など）、広域交通ネットワーク、農村体験及び歴史・伝統・文化を活かした観光・交流の促進、農林畜産業の6次産業化や農業と観光などを組み合わせた複合的な産業の構築、既存商工業の振興、企業誘致などを進める必要があります。

また、AIやIoTを中心としたICTを様々な分野で活用することについて検討を進めながら、本市の拠点性を利活用したまちづくりを推進する必要があります。

(4) 美しい風土を後代に伝える社会への転換

中国山地の山々や江の川をはじめとする大小の川に代表される豊かな自然環境は、本市の暮らしや産業を支える貴重な財産です。しかし、人口減少・少子高齢化の進行に伴い、自然に対する人間の働きかけが縮小減退することによって、近年では、耕作放棄地や管理できない山林が増大し、イノシシやシカ等の個体数が増え、農林業等への被害が増大しています。美しい風景や清らかな水源環境を後代に引き継ぐために、農地や森林などの適切な管理、環境美化、景観対策などにこれまで以上に取り組む必要があります。

また、地球温暖化など地球規模の環境問題に対応しつつ、持続可能な地域社会を構築するためには、環境に配慮した市民生活や経済活動を市民一人ひとりが認識し、地球環境への負荷が少ない、資源循環、自然共生型社会の実現に向けた取組が強く求められています。

(5) 災害への対応

平成23（2011）年3月に発生した東日本大震災や平成28（2016）年熊本地震などの大規模な地震災害や局地的な集中豪雨が多発しています。本市は、江の川とその支流が三次盆地の中央で合流しており、昭和47年7月に発生した豪雨災害をはじめ、平成30（2018）年7月豪雨などの大規模な自然災害が発生しています。

今後においても、気候変動の激化による災害の多発化、巨大化といった災害リスクが高まることが想定され、行政だけでは対応には限界が生じています。

こうした自然災害へ対応していくため、市民一人ひとりが「自分（家族）の身は自分（家族）で守る」という考えに立ち、日常的に災害に対する備えや災害時の対応を行っていく必要があります。【自助】

また、高齢者のみの世帯をはじめ、避難行動に支援の必要な世帯が増加していることから、日頃からの地域での見守り活動や災害時の避難支援、声の掛け合いなど、地域が中心となった助け合いを進める必要があります。【共助】

さらに、市民が安全で安心して暮らせるよう、インフラ整備にあたっては、災害対応等の機能も考慮し、多面的な観点から整備を行う必要があります。

「自助」「共助」「公助」それぞれの防災対策を充実させるため、消防団や自主防災組織などとの相互の協力を図りながら、国・県との連携を強化するとともに、ハード・ソフトの両面から施策を展開し、市民・地域・団体・企業・行政など、協働による災害に強いまちづくりを進めていく必要があります。

(6) 厳しい財政見通し等への対応

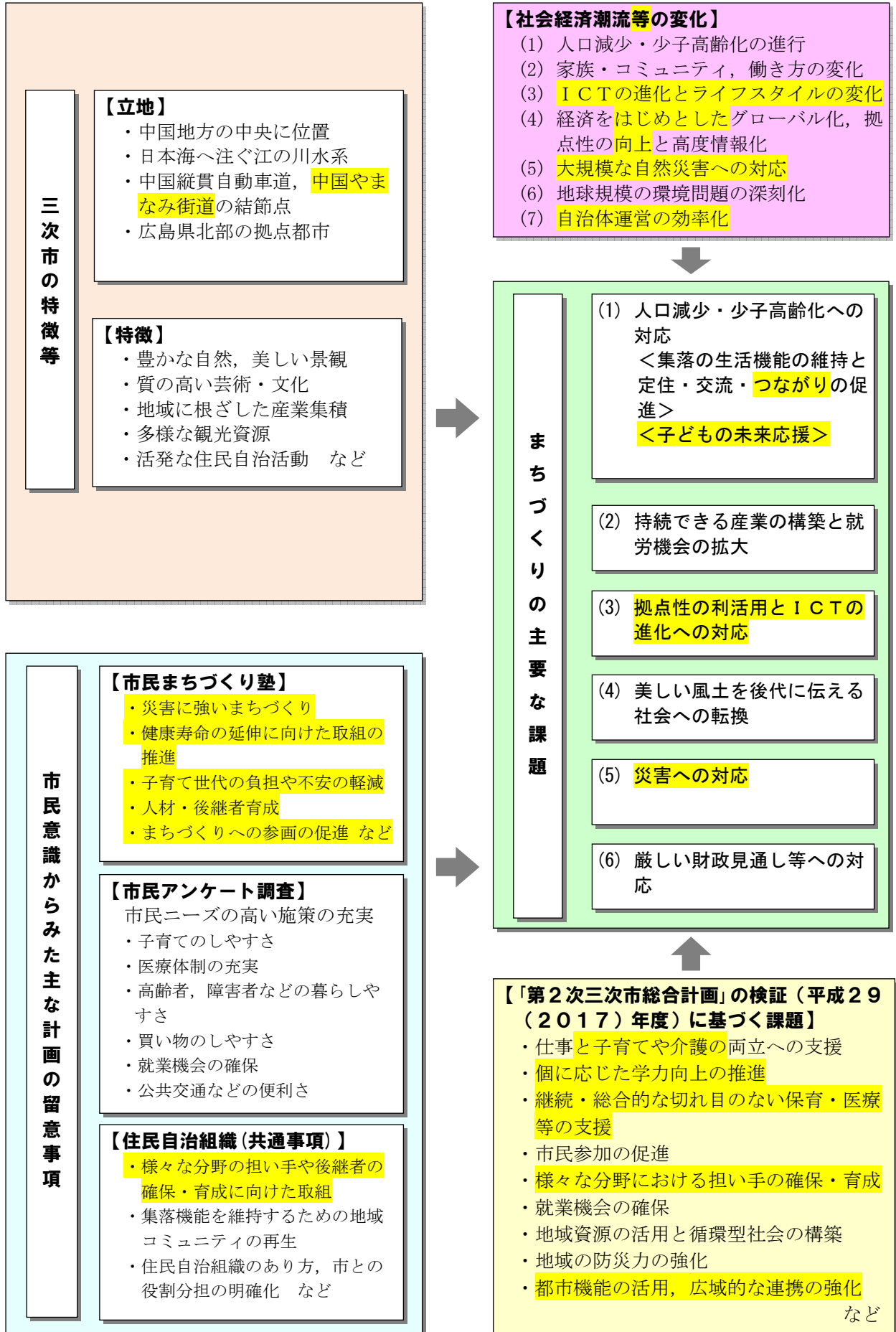
地方分権改革の進展、財政状況の深刻化の中で、必要な行政サービスを維持していくため、協働のまちづくりの取組をより一層推進するとともに、自治体としての基盤の強化と行財政運営の効率化、周辺自治体との連携などに取り組む必要があります。

これまでに整備された道路、橋梁、上下水道、学校や住宅なども、近い将来、大規模な修繕や架け替えの必要性があります。厳しい財政状況下においても、安全を確保することがまず大切であるとの観点から、これまで整備された道路や橋梁などを適切に保全し、有効活用していくことが重要であり、計画的かつ戦略的な維持管理・更新を進めていく必要があります。さらに、近年多発化している災害など市民の安全・安心な生活を守るため、財源の確保も必要となっています。

また、人口減少が進行する中、コストダウンや事業縮小などの量的削減のみならず、「ヒト、モノ、カネ、情報、関係性」の有効活用を徹底し、市民満足度を高める質的充実への改革を推進していく必要があります。

こうした社会経済状況の変化に対応しながら、限られた財源を本当に有効なことに使うためには、市民と対話を深め、市民と市が共通認識のもと、未来の市民が夢を持てるよう、責任のある決断も必要となります。

■まちづくりの主要な課題の抽出



第3章 まちづくりの基本的方向

1 まちづくりの基本理念

本市では「三次市まち・ゆめ基本条例」を定め、市民と市議会及び市が協働して取り組むまちづくりを進めています。

まち・ゆめ基本条例では、まちづくりの理念として「まちづくりは、市民のしあわせをめざして進めるものです」（第4条）を掲げ、これを具現化するための「まちづくりの目標」（第6条）を示しており、総合計画では、これらを「まちづくりの基本理念」として位置づけます。

【まちづくりの基本理念】

理念 「市民のしあわせの実現」

目標

- ① 共に認めあい、支えあう、温かみと安心感のあるまちづくり
- ② 自然との共生を図り、安全で快適に暮らせるまちづくり
- ③ 次世代を担う子どもたちが夢と希望を抱き、健やかに成長できるまちづくり
- ④ 歴史と伝統を継承するとともに、学ぶ喜びをもてるまちづくり
- ⑤ 地域活動が活発で、にぎわいと活力に満ちたまちづくり
- ⑥ 多様な仕事を興し、地域産業に活力を与え、働く喜びをもてるまちづくり

2 めざすまちの姿

まちづくりの基本理念の具現化に向けて、本市を構成するみんながまちづくりに取り組む上での共有すべきまちの将来の姿として「めざすまちの姿」を設定します。

【めざすまちの姿】

**しあわせを実感しながら、住み続けたいまち
～中山間地の未来を拓く拠点都市・三次～**

私たちは、激変する社会経済環境の中で、人口減少・少子高齢社会に挑戦し続け、市民のしあわせを実現するためにまちづくりを進めます。

そのために、変えていくべきものを変えていく積極性と変えてはならないものを断固として守り抜く強さを持ち合わせながら、市民みんなで、この変化の激しい不透明な時代を乗り越えていかねばなりません。

市民それぞれが求める「しあわせ」は様々ですが、自らの能力を活かし、夢を実現することは市民に共通する願いです。また、市民それぞれの力が家庭や地域、社会の中で活かされてこそ、一人ひとりの「しあわせ」が実感を伴ったものとなるのでしょうし、そのような市民が大勢いるということが、三次というまちの魅力につながります。

本市の地理的優位性を活かしながら、広域圏における拠点性を維持・向上させるとともに、身近にあるものに新たな価値や可能性を見出し、時代の変化に対応しつつ、暮らしやすく、持続的に住み営むことのできるまちづくりを進めます。

【「しあわせ感」について】

国民が幸福感を判断する際に重視される主な要素として「家計の状況」「健康状態」「家族関係」「精神的なゆとり」などがあげられています。（平成23（2011）年度国民生活選好度調査）

また、三次市総合計画策定アンケート調査（市民アンケート調査、平成24（2012）年度・29（2017）年度）では、幸福を判断する際に満足度が高い主な要素として「家族関係」「健康状態」「友人関係」が、満足度が低い主な要素として「所得・収入」があげられており、これらの要素に係る満足度の維持、向上に取り組む必要があります。

3 まちづくりの基本的視点

まちづくりを取り巻く状況の変化に伴い、従来は課題として認識されなかったことも含め、多くの課題が生じています。これらの状況の変化や課題に対応していくためには、どのような考え方を基本に持ってまちづくりを進めていくのかを明らかにして共有する必要があると考えました。

まちづくりの基本的視点は、今後概ね10年間のまちづくりの取組の基本的な考え方を示すものです。

さらに、まちづくりの基本的視点は、大きな変化に向き合う姿勢を示すもので、三次で生まれ育ち、働き、暮らす私たち自身が、足元を見つめ直し考える視点として、「一人ひとりの個」「一人ひとりの集まりである社会・集団」「暮らしの場である地域・まち」の3つの切り口で設定します。

■まちづくりの基本的視点

【切り口】	【視点】	【考え方】
一人ひとりの 個	誇り	<ul style="list-style-type: none">◆誇りや自信を持って「三次で生まれ育ち、働き、暮らすこと」、「三次を離れても三次とつながって生きていくこと」「三次に移住し、暮らすこと」ができるまちづくり◆本市の自然や歴史、文化・伝統に深く学ぶことにより、それらをよりどころとしながら、時代の変化に対応できる主体性のあるひとづくり
一人ひとりの 集まりである 社会・集団	共生	<ul style="list-style-type: none">◆少子高齢化などの厳しい現実に向き合い、相互に助け合い、支え合うまちづくり◆世代間や職業間などの違いを認めつつ、一人ひとりを大切に、その可能性を活かすまちづくり◆自然環境や資源を持続的かつ適切に保全・活用し、循環型社会、自然と共生するまちづくり
暮らしの場である 地域・まち	拠点性	<ul style="list-style-type: none">◆本市の拠点性の向上及び広域的な連携強化と機能分担による魅力と活力あふれるまちづくり◆各地域の基礎的生活サービス提供機能と地域活動維持のための地域拠点づくり

4 計画を推進する上で大切にしたいこと 「参加」「行動」「対話」

市民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参加する権利があり「自ら考え、参加し、行動すること」を大切にします。具体的な場面での「参加」と「行動」は、協働の原則の上に成り立ち、本市を構成するみんなが、それぞれの役割と義務や責任に基づいて、情報や目的を共有し、信頼し合い、対等な立場で「対話」を深めながら、ともにまちづくりに取り組むことを大切にします。

5 4つの挑戦

本市はこれまで、広域道路網や情報ネットワーク、美術館や市民ホールなど、都市機能を担う社会基盤の整備を進めてきました。今後は、人口減少・少子高齢社会に挑戦し、本市の未来を切り拓くため、集積した機能を市民全体の財産として活用しつつ、次のソフト施策に挑戦します。

(1) 人口減少・少子高齢社会に挑戦します

- 人口減少・少子高齢化が進む地域を守ります
 - ・ 人口減少・少子高齢化の進行がより顕著な地域を守るための取組を進めるとともに、地域を発展させる新たな可能性の開拓に努めます。
- 地域の特性・個性を活かした地域づくりを進めます
 - ・ 住み慣れた地域で暮らし続けるために、地域の状況に応じた取組を進めます。

(2) 女性が働きながら子育てできる環境 日本一をめざします

- 仕事と家庭が両立できるまちづくりを進めます
 - ・ 活力あるまちづくりには、女性の力が欠かせません。女性の多様な選択、チャレンジを支援し、女性が元気なまちを創ります。
- 女性を輝かせる企業・事業者等を応援します
 - ・ 企業・事業者の仕事と家庭の両立支援の取組や女性の活躍促進を後押しします。

(3) 市民の力を引き出し、地域づくりにともに取り組みます

- 美しい風景・魅力的なまちを後代に引き継ぎます
 - ・ 未来の三次市民により良い三次市を引き継ぐために、歴史・伝統・文化、生活環境、産業など地域の魅力と価値の増進をめざします。
- 市職員による地域応援隊を設置し、地域を全力でバックアップします
 - ・ 市民と行政の垣根を低くして、市民の熱意と活力が、地域の発展に直接につながるまちづくりに努めます。

(4) 拠点性を活かして三次の未来を拓きます

- 三次市の拠点性を高める取組を進めます
 - ・ 中国縦貫自動車道と中国やまなみ街道が描く交差点は、中国地方の結節点でもあります。医療や物流など、広島県の北部にとどまらず、新たな可能性の創出をめざします。

6 まちづくりの取組の柱

まちづくりの基本的視点に立って、めざすまちの姿の実現に向けて、「4つの挑戦」をはじめとする取組を総合的に進めるため、次の5つの取組の柱を設けます。

(1) まちづくりの主役である「ひとづくり」

まちづくりの主役は「ひと」です。「三次市子どもの未来応援宣言」に基づき、次世代を担う子どもたちが、夢と希望を抱き、人と人とのつながり、家族や地域とのつながりを大切に、生まれ育った地域に誇りと愛着を持って成長し、社会を構成する一員として主体的に役割を果たすことのできる「ひとづくり」を進めます。

また、様々な学びの機会を提供するとともに、社会の中で、学びの成果を活かすことのできる環境づくり、地域の歴史・伝統・文化を育み、継承するまちづくりを進めます。

(2) 安全で温かみと安心感のある「くらしづくり」

市民一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域における支え合いの心を育て、住民相互の絆を強めながら、健康づくり、福祉、医療の充実に取り組みます。

また、防災・減災対策をはじめ、災害に強いまちづくりを進めるとともに、地域における総合的なケア体制や生活支援体制の構築、持続可能な地域公共交通の確保などの取組を通じて、誰もがいきいきと暮らせ、安全で、温かみと安心感のあるまちづくりを進めます。

(3) 豊かな市民生活と元気な地域を支える「仕事づくり」

女性の就労を促進するとともに、農林畜産業、商工業など生活の基盤となる産業の振興に取り組み、誰もが働きやすいまちづくりを進めます。

また、中国やまなみ街道の全線開通により形成される広域交通ネットワークを活かして、商工業、観光・交流などの振興を図り、多くの市民や観光客でにぎわう、元気のあるまちづくりを進めます。

さらに、これらの産業の担い手の育成、就労の支援などを通じて、若い世代が定着し、新たな可能性を創造する定住のまちづくりを進めます。

(4) 美しい風景を後代に伝える「環境づくり」

豊かな自然は、ふるさと三次の環境を象徴し、市民にうるおいを与えます。この貴重な自然を保護、活用しながら、後代に引き継ぐため、自然と共生する資源循環型のまちづくりを進めます。

また、計画的な土地利用の推進、都市基盤や生活環境の整備、美しい景観づくりなどの取組を通じて、安心し、快適に暮らせるまち、三次に住みたくなるまちづくりを進めます。

(5) 参加、行動、対話による、つながる「しくみづくり」

市民と市民、住民自治組織などの地域コミュニティと市民団体やNPOなどの目的型コミュニティ、地域や地域の人々と多様に関わる関係人口など、それぞれが「つながる“ツナガリ人口”」を拡大するとともに、協働してまちづくりに取り組むための「しくみづくり」を進めます。

また、地方分権改革に伴う基礎自治体としての条件整備に対応しつつ、協働のまちづくりを進めるとともに、行財政改革に取り組みます。

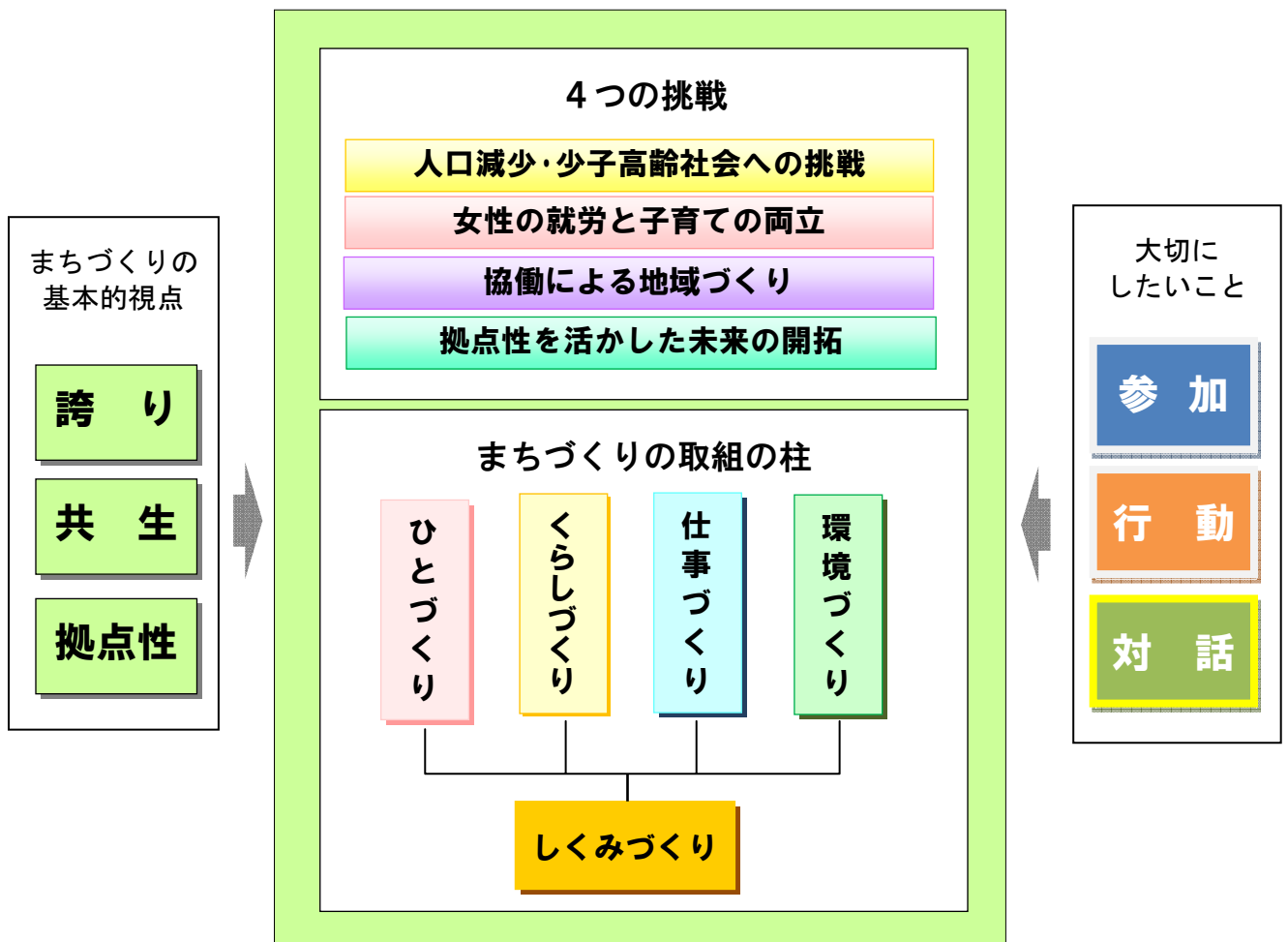
■まちづくりの基本的方向の概念

【まちづくりの基本理念】 「市民のしあわせの実現」

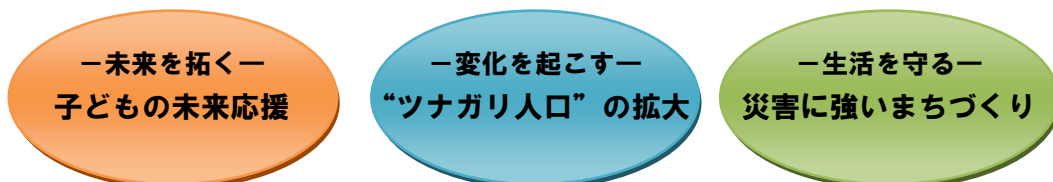
【めざすまちの姿】

しあわせを実感しながら、住み続けたいまち

～中山間地の未来を拓く拠点都市・三次～



■見直し重点項目



7 見直し重点項目

本計画を見直すに当たって、社会経済情勢等の変化により生じた新たな課題に適切に対応するため、各施策の進捗状況や市民アンケート調査、第三者評価、さらには住民自治組織や市民まちづくり塾、審議会などのご意見等を踏まえ、見直し後の5年間で重点的に取り組むべき3つの項目を整理しました。

(1) 未来を拓く「子どもの未来応援」

子どもたちの未来は地域の未来です。子ども一人ひとりを大切に、自立と活躍を応援することは、本市のまちづくり、ひとづくりにもつながります。

また、子どもたちの未来を応援するためには、乳幼児期から子どもたちの多様な可能性を伸ばせる環境づくりと応援が必要であり、貧困等様々な要因によって社会からの支援を必要とする子どもたちが希望を持って育っていけるような支えが不可欠です。

子どもたちが自ら考え一歩を踏み出していくことを、みんなで応援する地域でありたいという願いを込めた「三次市子どもの未来応援宣言」に基づき、市民・地域・学校・行政がともに力を合わせて、本市で生まれ育つすべての子どもたちの可能性を伸ばし、希望を支え、チャレンジを応援する取組を進め、「いつまでも住みたい地域、いつかは帰ってきたい地域」を生み出し、本市の未来を拓いていきます。

(2) 変化を起こす「“ツナガリ人口”の拡大」

全国的に進行する人口減少・少子高齢化の流れの中で、本市においても人口減少・少子高齢化は進行しており、地域づくりをはじめ、様々な分野における担い手不足等の課題を抱えています。

一方で、ICTの進化やソーシャルな価値を重視する傾向などによりライフスタイルや働き方の多様化が進み、さらには若者を中心とした「田園回帰」と言われる都市部から農山漁村等への移住の流れ等が生まれています。

こういった状況の中、定住人口や交流人口をはじめ、ふるさとサポーターや市内出身者、二地域居住者など市外の方が市内の人々と多様な関わりを持った「外」と「内」でつながる関係人口や、市内において世代や組織を超えたつながり、同じ世代や地域・組織内でのつながりなどの「内」と「内」でつながる市民を含めた“ツナガリ人口”を拡大していくことで、地域に対する様々な思いを地域づくりに活かし、応援し、地域に新たな変化を起こしていきます。

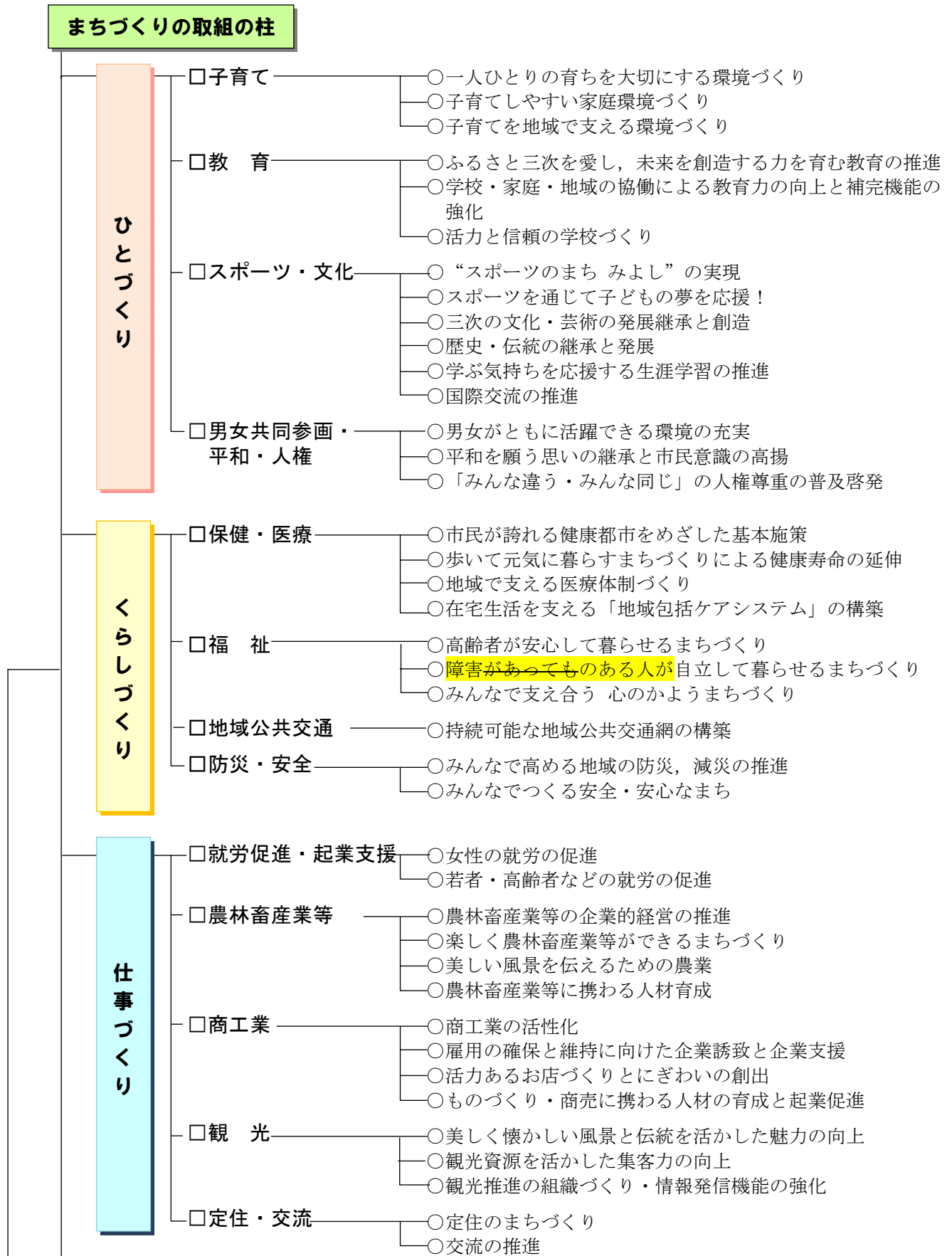
(3) 生活を守る「災害に強いまちづくり」

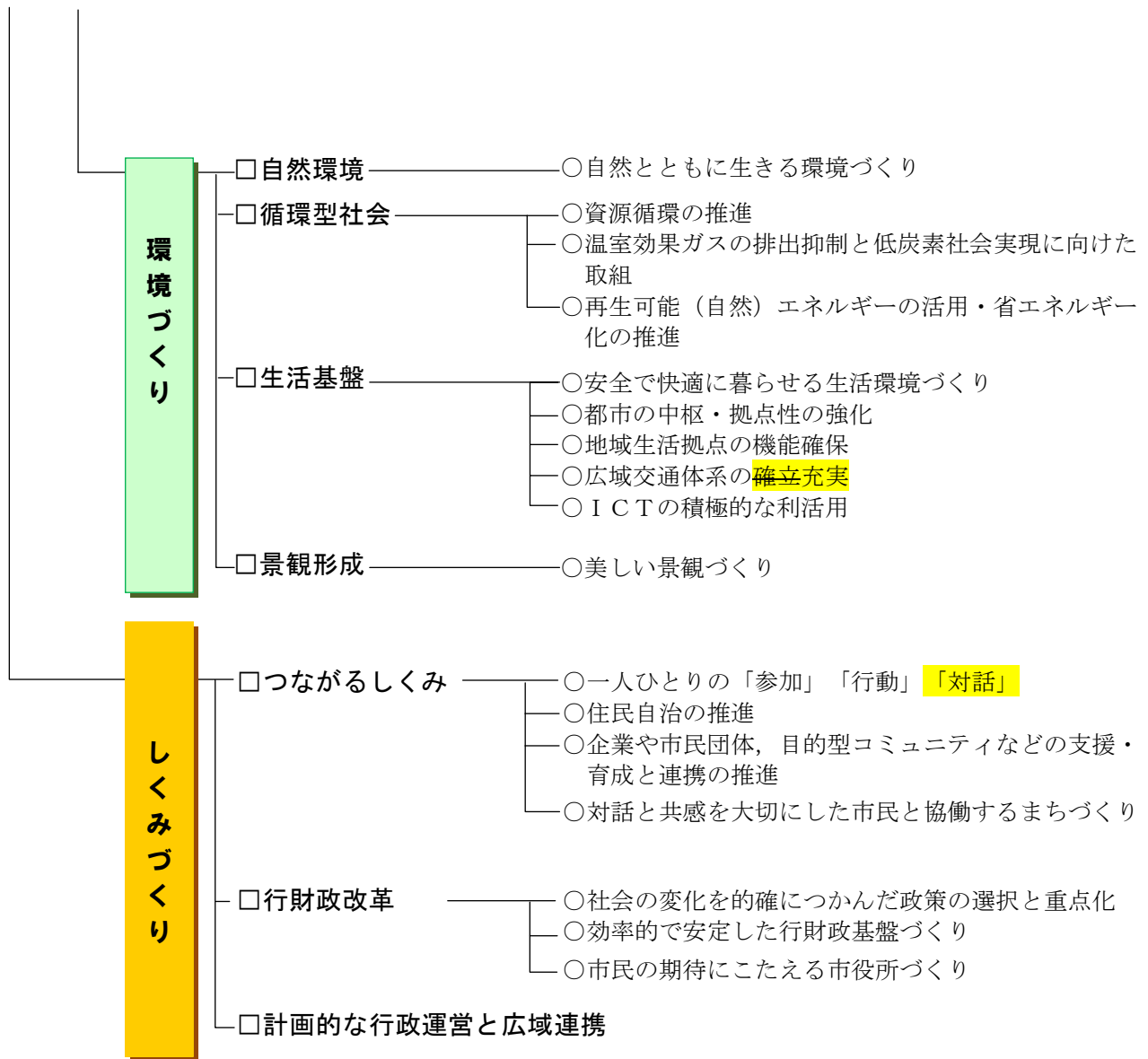
近年多発している大規模な地震災害や局地的な集中豪雨へ対応していくためには、行政の支援【公助】だけではなく、自分（家族）の身は自分（家族）で守り【自助】、日頃からの地域での見守り活動や災害時の避難支援や声の掛け合いなど、自主防災組織等の地域が中心となった助け合いを進めること【共助】が、今後ますます重要になってきます。

市民が安全で安心して暮らせるよう、まちづくりを進めるにあたっては、災害対応等の機能も考慮し、多面的な観点から整備を行います。また、「自助」「共助」「公助」それぞれの防災対策を充実させるため、消防団や自主防災組織などとの相互の協力を図りながら、国・県との連携を強化するとともに、今まで以上にハード・ソフトの両面から施策を充実・強化し、市民・地域・団体・企業・行政などが協働による災害に強いまちづくりを進め、市民の生活を守っていきます。

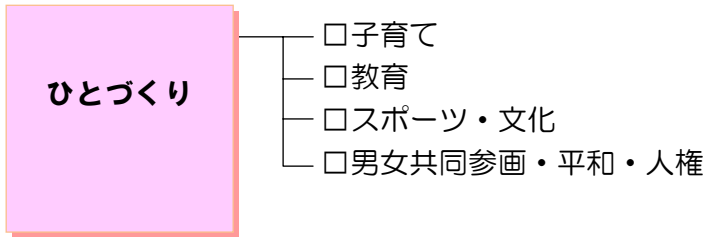
第4章 まちづくりの取組

【まちづくりの取組の体系】





第1節 まちづくりの主役である「ひとづくり」



1 取組の背景

- 働き方の多様化や仕事と子育てや介護の両立，ひとり親家庭への支援などの社会的ニーズがあります。
- 発達に課題があり支援の必要な子どもが増加傾向にあります。
- 家庭や地域におけるつながりの希薄化や経済的困窮など様々な原因が相まって，社会問題として子どもの貧困や虐待などがクローズアップされており，子どもの養育環境の改善をはじめ，多様で継続的な支援が必要であると考え，「三次市子どもの未来応援宣言」を策定しました。
- 子どもたちの学力や体力・運動能力の向上に向けた取組を進めていますが，個人差が見られます。
- 家族や地域社会とのつながりが希薄化していく中で，社会関係がうまく築けない状況が生まれています。
- 本市の中学校を卒業する生徒のうち約4割は，市外の高校等へ進学し，三次を離れて学んでいます。
- 多くの市民が，お互いに助け合う「共助」の重要性を感じているとともに，「共助」を担っていきたいと考えています。
- スポーツ施設が整備され，市民の運動習慣は定着しつつありますが，指導者の育成やサポート体制の取組が不十分です。
- 市民が芸術・文化に触れる機会が確保され，地域や学校などと連携した地域の歴史・伝統・文化の継承・活用の取組を進めていますが，より一層の芸術・文化の継承と創造・発信の取組が求められています。
- 男女共同参画，平和・人権については，地道な取組を継続しているものの，市民一人ひとりへの十分な浸透には，至っていません。

2 取組の方向性

- 子育てと仕事が両立できる環境づくりを，より一層充実します。
- 子どもたちの健やかな成長を支援します。また，発達に課題のある子どもたちの支援を充実します。
- 「三次市子どもの未来応援宣言」に基づき，妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援・相談体制を強化するとともに，市民・地域・学校・行政などが連携・協力しな

がら、一人ひとりに応じたきめ細やかな支援に取り組みます。

- 乳幼児教育の充実を図り、小学校教育への円滑な接続に向けた取組を推進します。
- 一人ひとりの子どもたちに応じた学力と体力を身に付けさせます。
- 学校・家庭・地域が協働して地域の将来を担う子どもたちを大切に育てる「小中一貫教育」を推進します。また、子どもたちの可能性を最大限伸ばし、地域に誇りと愛着を持ちつつ、グローバル化する世界で活躍できる人材を育成します。
- 子どもたちと家族や地域とのつながりをより深める取組を推進し、社会関係を形成する力を育てます。
- 子どもたちが、ふるさとを愛し、ふるさとに誇りと愛着をもって成長していけるよう取り組みます。
- 社会参加意識が高まる生涯学習、地域を学び、愛着を育む生涯学習を推進します。
- ライフステージに応じて日常的にスポーツに親しみ、楽しみ、ささえる活動に参画できる環境づくりを進めるとともに、多面的な観点から、スポーツ施設の充実を図ります。
- 本市の文化・芸術を発展的に継承、創造し、発信する取組を強化します。
- 海外の姉妹都市・友好都市を中心に、様々な国際交流を進め、国際感覚豊かなひとづくりを進めます。
- 男女共同参画社会の実現に向け、家庭と仕事が両立できる環境づくり、まちづくりへの女性参画など実践につながるひとづくり、安心づくりに取り組みます。
- 「平和ですべての人の人権が尊重される社会」の実現に向けて、平和の継承、人権尊重の普及・啓発を行い、他者と共感し、多様性を認め合うひとづくり、地域づくりに取り組みます。

【施策の成果をはかるのに参考となる指標】

指 標	策 定 当 時	現 状 値	2023年度
	(平成24(2012)年度)	(平成29(2017)年度)	
合計特殊出生率	1.65	1.49	現状値より向上
待機児童数	0人	0人	0人
広島県「基礎・基本」定着状況調査における順位 基礎学力及び教科で学習した知識・技能を実生活や学習の様々な場面に活用する力が身に付いている児童・生徒の割合(平均通過率)	(H25(2013)) 小5 10～16位 中2 8～16位 (H25(2013)) 74.1%	小5 18～22位 中2 9～17位 71.9%	小5・中2とも 全教科 県内5位以内 教科全体75%以上
体力・運動能力調査結果における順位	(H25(2013)) 小5男 12位 小5女 12位 中2男 15位 中2女 9位	小5男 15位 小5女 15位 中2男 7位 中2女 16位	小5・中2とも 県内5位以内
併設型中高一貫教育校の誘致	—	誘致決定	—
チャレンジデー参加率	(H25(2013)) 32.3%	(H30(2018)) 71.0%	見直し後 75.0% (策定当時の目標値 50.0%)
2020年東京オリンピック・パラリンピック事前合宿の誘致	—	メキシコ選手団 事前合宿地決定 (2競技)	—
文化施設利用人数(奥田元宋・小由女美術館, 市民ホール他)	175,576人	182,631人	200,000人
「社会全体として男女平等である」と感じている市民の割合	(H21(2009)) 14.7%	(H26(2014)) 11.2%	50.0%
市が設置する審議会等の女性委員の割合	28.3%	30.4%	50.0%

3 具体的な取組

(1) 子育て ～子どもの成長を育むまち～

ア 一人ひとりの育ちを大切にする環境づくり

- 乳幼児健診の受診促進と健診後のフォローの強化
- 健康で豊かに育つための保育の質の向上
- 【新】乳幼児教育の充実
- 継続的な支援をめざした保育所・幼稚園・小中学校の連携強化
- 児童虐待などの早期発見・早期対応・早期ケアの充実と各関係機関との連携強化
- 総合的、継続的な発達支援体制の確立
- 障害のある子どもや発達に課題のある子どもの保育の充実
- こども発達支援センターの充実
- 放課後などの子どもの居場所の確保
- 食育の充実
- 【新】子どもの確かな育ちを実現する保育所規模の適正化

イ 子育てしやすい家庭環境づくり

- 妊娠・出産・子育てにかかる負担の軽減の安定的な継続
- 【新】妊娠・出産・子育て相談支援センター（ネウボラみよし）の充実
- 小児救急医療24時間体制の堅持
- 0歳児3歳未満児保育の拡充
- 親子で安心して遊べる場の確保
- 地域子育て支援センターの充実
- 企業などの子育て支援の促進
- 保護者の就労形態や生活形態の多様化に対応した保育サービスの提供
- ひとり親家庭の自立に向けた支援の充実
- これから親となる世代の育成

ウ 子育てを地域で支える環境づくり

- 子育て相談体制、子育てに関する学習機会の充実
- 地域の力を活かした保育体制子育て支援の充実（家庭型保育・子育てサポート事業・子育てサークルなど）
- 地域ぐるみの子ども見守り活動の促進
- 放課後の居場所づくりなど地域の人材を活かした子育て支援の促進
- 子どもたちが地域の高齢者などとともに過ごす機会の提供
- 男性の子育て参加参画の促進と支援強化

(2) 教育 ～ふるさとが子どもを育て、子どもがふるさとを誇りにできるまち～

ア ふるさと三次を愛し、未来を創造する力を育む教育の推進

- めざせ 県内トップ5！すべての児童・生徒に基礎学力・基礎体力を身に付けさせる取組の充実
- 【新】知識を活用し、協働して新たな価値を生み出す力を育む教育の推進
- 秀でた力をさらに高める習熟度別指導の推進個に応じた指導によるさらなる学力向上の推進
- 【新】自己表現力と他者と共感する力を育む教育の推進
- グローバル化、情報化などの社会変化に対応できる人材の育成
- 日本一の英語教育の推進とコミュニケーション能力の育成
- 【新】ICTを効果的に活用した教育やプログラミング教育の推進
- 子どもの夢を応援する（仮称）子ども夢・未来塾の開設場・チャレンジする場の提供
- 道徳教育の充実
- 連続性のある特別支援教育の推進
- ふるさとの自然・歴史・文化・産業・ひとなどを学び、愛着を育む教育の推進
- 将来の社会人としての基礎的な生活習慣や態度の涵養、職業教育の推進社会的・職業的自立に向けたキャリア教育の推進
- 併設型中高一貫教育校の誘致活動の推進との連携の推進

イ 学校・家庭・地域の協働による教育力の向上と補完機能の強化

- 地域と学校の連携・協働の構築強化
- 家庭教育機能を強化するための家庭教育支援の組織づくりと取組の推進
- 【新】乳幼児教育の充実
- 市民による子どもたちの学習支援活動などの取組の推進
- 地域の教育資源を活用した教育活動の充実
- 地域に根差した食育の充実
- 【新】防災教育の推進

ウ 活力と信頼の学校づくり

- いじめ認知解決100%、不登校ゼロに向けた取組いじめの積極的認知と早期解決、不登校児童・生徒の自立に向けた支援の強化
- 悩みを抱える児童・生徒を支援する相談システムの確立体制の充実
- 保、幼幼、保、小、中、高の連携推進
- 三次独自の小中一貫教育の推進
- 安全で安心な学習ができる学校づくりの推進
- 使命感を持ち挑戦する意欲のある教職員の育成
- 児童・生徒の確かな学びを実現する学校規模の適正化

(3) スポーツ・文化 ～学びたい気持ちを応援するまち～

ア “スポーツのまち みよし”の実現

- 地域のスポーツ団体の活動やチャレンジデーなどを通じた市民誰もがスポーツを楽しめる環境づくりの推進
- “いきいき健康日本一”と連動したスポーツを通じた健康づくりの推進
- 生涯スポーツの指導者の育成・サポート体制の強化
- スポーツ施設を活用した合宿や大会の誘致の取組強化
- 地域資源を活かしたウォーキング・サイクリングなどスポーツイベントの推進
- 【新】スポーツ施設の整備（災害対応等多機能化）

イ スポーツを通じて子どもの夢を応援！

- 2020年東京オリンピック・パラリンピック事前合宿の誘致を通じた夢の贈り物の実現
- プロスポーツ試合の開催やプロ野球選手トップアスリートによる様々なスポーツ教室の開催
- 子どもが実施したいスポーツが提供できる環境の整備
- 子どもの体力・運動能力向上への支援

ウ 三次の文化・芸術の発展継承と創造

- 市民ホールをはじめとする文化施設を活かした三次独自の芸術文化の創造・育成・普及
- 美術館や資料館を活かした文化・芸術の発信
- 【新】もののけを活かした地域文化の創造と発信
- 文化・芸術活動の場の提供
- 文化団体などのネットワーク化の促進
- 文化・芸術に関わるボランティア活動の推進

エ 歴史・伝統・文化の継承と発展

- 祭り，神楽など伝統文化の継承と保護
- 三次の歴史・伝統・文化に学び，継承する取組の推進
- 地域固有の資源として三次の文化遺産の魅力を高める取組の推進

オ 学ぶ気持ちを応援する生涯学習の推進

- 三次(地域)を学び，愛着を育む生涯学習機会の提供
- 生涯学習を通じた人材の育成
- 社会参加の促進と学びの成果をまちづくりへ活かす機会の提供
- 高齢者の活躍の場づくりの推進

カ 国際交流の推進

- 市民や地域が主体となった国際交流活動の推進
- 国際交流活動を通じた幅広い視野をもつ人材の育成
- 在住外国人が暮らしやすい環境づくりの推進（コミュニケーション支援，地域活動への参加など）

(4) 男女共同参画・平和・人権 ～みんなが協力してつくる，人にやさしく住みよいまち～

ア 男女がともに活躍できる環境の充実

- 家庭と仕事が両立できる環境づくりの推進
- 女性の就労の促進
- 【新】男性の子育て参画の促進と支援強化
- 企業などの子育て支援の促進
- 保護者の就労形態や生活形態の多様化に対応した保育サービスの提供
- 家庭，地域，職場などあらゆる場における男女共同参画に対する理解の浸透
- 男女共同参画の意識啓発，教育，学習機会の充実

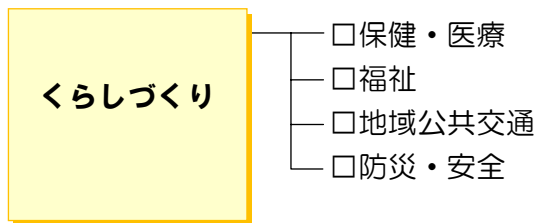
イ 平和を願う思いの継承と市民意識の高揚

- 「三次市平和非核都市宣言」の普及啓発
- 平和市首長会議等各団体と連携した平和施策の推進
- 平和教育の推進

ウ 「みんな違う・みんな同じ」の人権尊重の普及啓発

- 人権啓発と相談体制の充実
- 学習プログラムによる啓発の充実多様な機会を通じた人権教育の推進
- 重大な人権侵害である虐待・DVに対する相談・支援の強化
- 【新】多様性を認め合う社会の実現に向けた取組の推進

第2節 安全で温かみと安心感のある「くらしづくり」



1 取組の背景

- 健康づくりに必要な環境整備が進み、市民の関心も高まりつつありますが、各種健診の受診や生活習慣病予防への理解と行動が浸透していません。また、病気になる一歩手前の状態である「未病」という概念が全国的に普及しつつある中、「未病」の改善に向けた取組の推進が求められています。
- 医療については、基幹病院である市立三次中央病院を中心に、地域医療体制の充実と医療の質の維持・向上の取組が進んでいます。
- 高齢者・障害のある人の社会参画の推進については、ハード、ソフト両面での環境づくりが進んでいるものの、取組が十分とは言えません。
- 地域包括ケアシステムの構築に向け設置した地域包括支援センターについては、市民への浸透度は高まりつつあり、地域における保健・医療・介護分野が一体的に連携したネットワークの構築に向けて取組を進めています。
- 高齢者等の通院、買い物等を支援するため、デマンド型交通や市街地循環バスの導入など、公共交通の確保・維持に努めているものの、利用者数は減少しています。一方で、高齢者の免許返納が増えており、タクシー利用を含む公共交通機関の利用への転換が進んでいます。
- 平成30（2018）年4月でJR三江線が廃止され、平成30（2018）年7月豪雨により影響を受けた芸備線や福塩線については、復旧に多大な時間を要す見込みです。（平成30（2018）年11月現在）
- 近年、大規模な地震災害や局地的な集中豪雨をはじめ、過去の経験や知識、対策だけでは到底対応しきれない災害や事故が頻発しており、行政だけの対応には限界があることから、地域や市民などとの多角的な連携が求められています。特に、平成30（2018）年7月豪雨においては、市内全域を対象とした避難勧告、避難指示（緊急）を発令する事態が生じ、避難所対応や情報伝達、内水排除対策については、今後、重点的に取り組むべき課題です。
- 自主防災組織の組織化が進み、地域の防災意識の高まりも見られますが、市民一人ひとりが自分の命を守るための意識啓発等、より一層の取組が求められています。
- 刑法犯認知件数は減少傾向にあり、地域の防犯意識の高まりも見られますが、新たな犯罪等、過去に経験のない事件が発生しており、市民の意識向上に向けたより一層の取組が必要です。

2 取組の方向性

- 若年層から健康への関心を高め、活動しやすい環境を整えていくとともに、スポーツや食事を通じた心と身体の健康づくりなど、人と人とのつながりの中でより充実した人生を送ることができるよう、健康づくりを推進します。
- 今後とも市立三次中央病院を中心に高度医療・専門医療の充実をめざすとともに、地域医療連携体制の確立と、医療従事者等の人材確保と育成に取り組みます。
- 介護や療養が必要になっても住み慣れた地域で24時間、365日安心して暮らせるよう、保健・医療・介護が連携した地域包括ケアシステムの構築に向け、より一層取り組みます。
- 障害のある人一人ひとりが地域で安心して自立した生活ができるよう支援を進めます。
- 高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域の課題に対応した住まいの確保や地域公共交通、買い物など総合的な生活支援を進めます。
- 地域内交通のあり方について、住民自らが各地域の実情に合った交通体系を考え、構築していくための取組を進めます。
- JR三江線廃止後の代替交通を維持し、芸備線と福塩線については、復旧後の利用促進を図ります。
- 市民が安全に生活できるよう、防災・安全対策については、河川の氾濫等をはじめとする大規模災害等へ対応できるよう、「自助」「共助」「公助」それぞれの対策を充実させ、消防団や自主防災組織などとの相互の連携・協力を図りながら、国・県との連携を強化します。これらの連携のもと、避難所対応や情報伝達、内水排除対策などのハード・ソフトの両面から施策を展開し、市民・地域・団体・企業・行政などが協働による災害に強いまちづくりを進めます。

【施策の成果をはかるのに参考となる指標】

指 標	策 定 当 時	現 状 値	2023年度
	(平成24(2012)年度)	(平成29(2017)年度)	
がん検診受診率	16.9% ～31.7%	(H28(2016)) 25.3% ～44.0%	50.0%以上
元気高齢者の割合	73.8%	75.4%	75.0%
人口あたり医師数 (人口10万人あたり)	240人	(H28(2016)) 254.5人	現状維持
地域ケア会議の設置数	0会議	6会議	12会議
(仮)福祉総合相談支援センターの設置	—	設置	設置
市内の基幹的交通手段の確保	確保	確保	確保
防災訓練等への参加者数	3,200人	3,500人	25,000人

3 具体的な取組

(1) 保健・医療 ～いきいき健康日本一のまち～

ア 市民が誇れる健康都市をめざした基本施策

- 市民参加と協働による地域の特性に応じた健康づくりの展開
- ライフステージや目的に応じて市民が気軽に運動できる環境とサポート体制の整備
- 【新】ICTを活用した運動プログラムの推進
- 生涯にわたる食育の推進と歯科保健対策の充実
- 絆で広がる心の健康づくりの推進（相談体制や支援ネットワークの強化など）

イ 歩いて元気に暮らすまちづくりによる健康寿命の延伸

- がん予防と健診受診率向上への取組強化
- “スポーツのまち みよし”と連動した運動習慣の定着とウォーキングの推進
- 生活習慣病予防の取組強化（食生活改善，喫煙防止対策など）
- 地域の健康づくりを支える担い手の育成と関係機関等との連携促進

ウ 地域で支える医療体制づくり

- 地域医療構想の達成に向けた地域医療連携体制の確立
- 救急医療体制の堅持
- がん診療連携体制の構築
- 医療従事者等の人材確保と育成
- 医療情報ネットワークによる医療情報の共有化の促進
- 市立三次中央病院の高度・専門医療の提供
- へき地医療を支える診療体制の確保

エ 在宅生活を支える「地域包括ケアシステム」の構築

- 生活圏域等の実情に応じた体制の構築
- 地域包括支援センターの機能強化
- 24時間対応型訪問看護・介護やリハビリテーションの充実強化
- 保健・医療・介護の多職種連携と情報共有による在宅医療・介護の推進

(2) 福祉 ～みんなで支え合う 誰もが笑顔で暮らせるまち～

ア 高齢者が安心して暮らせるまちづくり

- 高齢者の社会参加と生きがいくりの推進
- 元気高齢者の増加に向けた，介護予防事業の充実
- 高齢社会に対応した住環境・住宅政策の推進
- 社会資源を活用した生活支援サービス提供体制の確保
- 高齢者・障害のある人の虐待防止と権利擁護の推進
- 高齢者等への認知症対策の予防と支援の充実

イ 障害があってものある人が自立して暮らせるまちづくり

- 一人ひとりに着目した生活支援の充実
- 障害のある子どもの療育・発達支援体制の充実
- 植物工場への参入支援など、障害がある人の就労支援の充実障害のある人がいきいきと働けるしくみと支援の充実
- 障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進

ウ みんなで支え合う 心のかようまちづくり

- (仮称)福祉総合相談支援センターの設置機能強化
- 安心と信頼をつなぐ生活自立支援体制の整備
- 住民相互の絆を強める地域福祉の推進
- 地域を支える市民活動団体への支援と連携促進
- 引きこもりゼロ予防に向けた取組
- ユニバーサルデザインの普及とバリアフリーに配慮したまちづくりの推進

(3) 地域公共交通 ～人に優しい交通網のあるまち～

ア 持続可能な地域公共交通網の構築

- 持続可能な地域公共交通体系の確立をはじめとする地域の実情にあった移動手段の確保
- 観光利用とも連動した三江線など、J R線の確保・維持・活性化
- 【新】 J R線の早期復旧と利便性の向上に向けた取組強化
- 市民一人ひとりの地域公共交通の利用促進（モータリゼーションからの脱却）

(4) 防災・安全 ～みんなが安心して暮らせる災害や犯罪に強いまち～

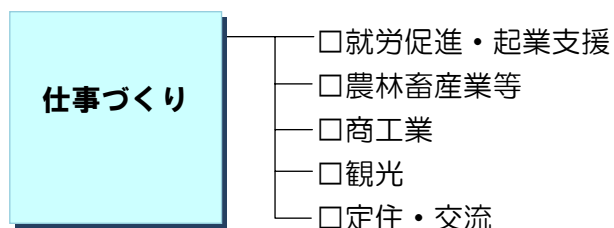
ア みんなで高める地域の防災、減災の推進

- 多様な防災情報伝達手段の確保
- 市民の防災意識の高揚（自助・共助・公助の考え方の普及）
- 【新】 防災教育の推進
- 【新】 早期避難に対する意識の向上
- 防災訓練の取組など自主防災組織の活動充実
- 【新】 常会や隣近所による地域防災力の強化
- 災害時要支援者避難行動要支援者等の支援体制の確立
- 消防署・消防団、自主防災組織等の関係機関・団体の連携強化
- 女性の視点からの防災・減災対策の充実
- 異なる性質の災害に対応できる避難場所の確保と拠点避難所の機能強化
- 危険個所の改善
- 【新】 災害対応等の機能を考慮したハード整備
- 【新】 酒屋地区を核とした災害時対応拠点の整備

イ みんなでつくる安全・安心なまち

- 防犯対策の推進（地域防犯活動，防犯施設整備など）
- 交通安全対策の推進
- 安全な道路環境の整備（通学路など）
- 消費生活センターの啓発活動と相談体制の充実

第3節 豊かな市民生活と元気な地域を支える「仕事づくり」



1 取組の背景

- 女性が出産・育児期にも、就業を続けるようになってきましたが、依然として、結婚・出産期である20歳代後半・30歳代前半の年齢別就業率が低い傾向にあります。また、雇用者に占める非正規職員の割合は、48.0%（男性18.1%）となっています。（平成27（2015）年国勢調査データ）
- 農林畜産業等の市内総生産は、平成22（2010）年度から27（2015）年度まで、ほぼ同水準で推移していますが、農家数や就業者数は、担い手の高齢化や後継者不足などを背景とし減少が続いています。
※市内総生産は、市内で1年間に生み出された付加価値の総額（広島縣市町経済計算による。）
- 農林畜産業等の生産基盤の維持と所得向上につながる補助施策を重点的に行い、担い手への農地集積や認定新規就農者の育成などに成果を残していますが、従来からの課題である担い手の確保や地元農産物のブランド化については、十分な成果は得られていません。
- 商工業の市内総生産については、平成22（2010）年度から27（2015）年度の間で、ほぼ同水準で推移しています。一方で製造業については、国の積極的な金融政策、公共投資等を背景として企業の動きも活発化してきています。
- 観光については、本市には自然、歴史・伝統・文化など取組次第で市外の人々にアピールできる資源が豊富にあります。
- 人口減少・少子高齢化に真正面から向き合い、この流れを緩和・抑制するための定住の取組には、就労の場の確保や子育て、教育、医療などの環境整備など総合的な対応が求められます。
- U I J ターンの促進などの定住対策については、空き家バンク制度や住宅の取得・改修への補助などの施策を展開し、移住につながりつつあります。

2 取組の方向性

- 「女性が働きながら子育てできる環境 日本一」をめざして、男女ともに、仕事と子育て・介護が両立できる環境づくりに取り組みます。また、女性の多様な選択・チャレンジを支援し、女性の活躍を促進します。
- 農林畜産業等は、農業法人化や企業の農業への参入を促進し、市場ニーズに合わせた農

産物の供給，農商工連携や6次産業化など新たな価値の創造への取組を支援します。また，農業に関心のある若者や50～60代の都市生活者が，新たな担い手となることや，農業に他の仕事を加えた複合的な生活スタイルに挑戦できる支援体制づくりに取り組むとともに，生産力・販売力の強化，観光と一体化した農業の展開を推進するため，（仮称）みよしアグリパーク整備事業を推進します。

- 商工業は，中国地方における地理的優位性を活かした企業誘致や商工業の振興，農業など異業種との連携によるものづくりや販売など新たな価値の創出に取り組む企業，事業者の支援，起業支援やものづくりに携わる人材の育成などに取り組みます。また，事業承継に係るサポート体制の構築・支援に取り組みます。
- 観光は，本市に受け継がれてきた風景とその中で育んできた歴史・伝統・文化を活かして，市外の人々との交流を活発化し，本市に活力とにぎわいを創出します。また，（一社）みよし観光まちづくり機構をはじめとした関係団体との連携による総合的な観光企画，プロデュース体制の組織強化を進めるとともに，観光消費額の増加に向け，周遊の促進や宿泊客・外国人観光客などの受入れ体制の整備などの取組を強化します。とりわけ，「湯本豪一記念日本妖怪博物館（三次もののけミュージアム）」を新たな核としたにぎわいづくりに取り組み，文化・観光のまちづくりを推進します。
- 定住・交流は，都会に住む若者を受け入れるしくみの構築，農業の研修や体験などを通じた交流の促進や，定住に関する情報の提供・発信，就農，起業などの支援などにより，本市へのU I Jターンを促進します。なかでも，Uターン者に対する施策に重点的に取り組みます。
- 市内出身者や二地域居住者，「ふるさとサポーター」などの地域や地域の人々と多様に関わる関係人口や市内での世代や組織を超えた人と人とのつながりをさらに進めることを含んだ“ツナガリ人口”を拡大していくことで，地域に対する様々な想いを地域づくりに活かし，地域を応援していきます。

【施策の成果をはかるのに参考となる指標】

指 標	策 定 当 時 (平成24(2012)年度)	現 状 値 (平成29(2017)年度)	2023年度
女性の就業率	(H22(2010)) 67.1%	(H27(2015)) 68.6%	73.0%
市内総生産（農林水産業）	(H22(2010)) (H30(2018).3公表数値) 5,987百万円	(H27(2015)) (H30(2018).3公表数値) 6,233百万円	8,500百万円
農業法人数（累計）	31法人	35法人	50法人
市内総生産（商工業）	(H22(2010)) (H30(2018).3公表数値) 183,976百万円	(H27(2015)) (H30(2018).3公表数値) 183,886百万円	200,000百万円
総観光客数	2,794,000人 (暦年)	3,410,000人 (暦年)	見直し後 3,500,000人 (策定当時の目標値 3,300,000人) (暦年)
社会動態（転入者数）	1,596人	1,472人	概ね均衡
社会動態（転出者数）	1,806人	1,662人	

3 具体的な取組

(1) 就労促進・起業支援 ～子育ても仕事もあきらめないまち～

ア 女性の就労の促進

- M字カーブ解消に向けた女性の継続就労・再就職のための支援などの取組の強化
- 女性の起業の支援
- 企業などの子育て支援の促進
- 男性の子育て参加の促進と支援強化
- 仕事と家庭が両立できる環境づくりの推進
- 子育てを地域で支える環境づくりの推進
- 【新】自らが望むワークスタイルの実現に向けた支援

イ 若者・高齢者などの就労の促進

- 大学・企業などとの連携によるインターンシップの実施
- 職業教育・出前講座などを通じた多様な就労形態の紹介
- 若者・高齢者などのチャレンジ（起業など）の支援
- 【新】自らが望むワークスタイルの実現に向けた支援
- 地域や事業所のニーズに即したキャリアアップ・学び直しの支援

(2) 農林畜産業等 ～農業にふれたくなるまち～

ア 農林畜産業等の企業的経営の推進

- 【新】（仮称）みよしアグリパーク整備事業による生産力・販売力の強化、観光と一体化した農業展開の推進
- 農業法人化（担い手型）の促進及び連携，認定農業者の育成，企業参入の促進
- 6次産業化をはじめ商工業者などとの連携による多角的経営の促進
- 農業交流連携拠点施設「トレッタみよし」を核とした生産力・販売力強化の支援
- おいしい「みよし産」がいつでも手に入る・食べられる・食べたくなるしくみづくりの推進（地産地消の取組やインターネット販売など）
- 広域連携による木材流通の集約化の促進

イ 楽しく農林畜産業等ができるまちづくり

- 「農業+他の仕事」で暮らせるスタイルの支援
- 農業法人化（全戸加入型）（集落型）の促進及び連携
- 市民農園，グリーンツーリズムなどの多様な農業体験を通じた農業の魅力向上

ウ 美しい風景を伝えるための農業

- 多面的機能を有する森林・河川・農村環境の保全
- 貴重な財産である「農地」を安心して耕作し続けるための農業基盤の整備・確保
- 鳥獣被害対策，自然災害対策などの推進強化
- 【新】森林経営管理制度（新たな森林管理システム）の推進

エ 農林畜産業等に携わる人材育成

- 新たな農業の担い手の確保・育成
- 指導機関や先進的農業者との連携による生産技術の向上
- 子どもの時から農業に親しむ場の提供
- 三次の農業を多くの人に知ってもらうための情報発信

(3) 商工業 ～みんなが働くことができるまち～

ア 商工業の活性化

- 地理的優位性など本市の特徴を活かしたものづくりの推進，流通拠点性の確保・拡大
- 時代の変化に応じたサービスや新商品の開発，市場開拓，異分野参入など商工業者の活力ある取組の支援
- 産学官の連携強化による研究・製品化など開発の促進

イ 雇用の確保と維持に向けた企業誘致と企業支援

- アクセス性，気象などの自然条件，農業など本市の特徴を活かした企業誘致活動の強化と就業機会の拡大
- 【新】新たな産業用地の活用
- 立地企業の持続・発展のための支援

ウ 活力あるお店づくりとにぎわいの創出

- 中山間地の連携による地理的優位性を活かした商業圏域の確保・拡大
- 活力あるお店づくりと協働の推進
- 「地産の食」や「歴史・伝統・文化，景観」など特色を活かした商店街づくりの推進
- 地元商店・商店街の利用の促進

エ ものづくり・商売に携わる人材の育成と起業促進

- 産業界，学校，市の連携による人材の育成
- 就職に向けた資格取得，スキルアップの促進
- 就職希望者・新卒者等のニーズ把握，企業とのマッチングの促進
- 本市出身者や縁のある人々による「~~（仮称）~~地縁者ネットワークふるさとサポーター」など人脈ネットワークづくりと情報発信の強化
- 高齢者の就業の促進
- 女性や若者，高齢者などを中心とする新たな価値を創造する起業の支援
- 起業人の育成
- 【新】事業承継に係るサポート体制の構築・支援

(4) 観光 ～人が集まり、にぎわいがあるまち～

ア 美しく懐かしい風景と伝統を活かした魅力の向上

- 「湯本豪一記念日本妖怪博物館（三次もののけミュージアム）」を核とした三次地区における歴史・文化・芸術を活かした「三次まるごと博物館」など観光・交流まちづくりの文化・観光まちづくりの推進
- 「花の里づくり（桜など）」による美しいまちづくりや豊かな自然を活かした魅力向上の取組の推進
- 歴史的な遺産や伝統文化・行事などを活かした魅力向上の取組の推進
- 農村体験や歴史的まち巡りなどの交流を通じて三次の魅力をさらに深く知る観光の推進

イ 観光資源を活かした集客力の向上

- 三次の特徴を活かした体験メニューの創造による新たな観光客の誘致
- 個人旅行者の誘致につながる観光商品の開発と戦略の構築
- 観光施設等の連携の強化
- 案内誘導看板の整備などによる観光客にやさしいまちづくりの推進
- 広域連携による圏域全体の魅力向上の推進
- 外国人観光客の受入れ体制の整備，誘致の取組強化
- 【新】観光消費額の増加に向けた取組強化（宿泊や周遊促進の取組など）

ウ 観光推進の組織づくり・情報発信機能の強化

- 総合的な観光企画，プロデュース体制の構築組織強化と連携
- 中学・高校生など，若者を中心とした観光ガイドの育成と支援観光学習や観光コンテンツ開発の支援
- 観光大使など多様な手段による観光・交流情報の発信機能の強化
- 本市の特徴を活かした全国規模のイベントの開催
- 「（仮称）地縁者ネットワーク」の構築と情報の交換「ふるさとサポーター」等による交流の推進
- 観光に関わる事業者の育成と支援

(5) 定住・交流 ～ちょうどいい田舎まち～

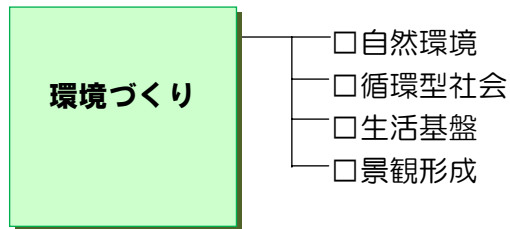
ア 定住のまちづくり

- グリーンツーリズムなどを通じた「ちょうどいい田舎」の魅力発信
- 定住に関する総合的な情報の提供体制の充実強化
- 交流・定住に係る関係団体等のネットワーク化や中間支援機能の推進，中間支援機能の構築
- 就職情報の提供体制の強化
- 就農，起業などの支援
- U I J ターン者への情報提供などの支援
- 【新】様々なライフスタイル（ワークスタイル）に応じた取組の推進
- 婚活の支援
- 【新】空家の活用の推進

イ 交流の推進

- 農業を活かした農村体験などの提供による交流の推進
- **【新】 “ツナガリ人口” の拡大に向けた取組の推進**
- 大学連携等による若者を中心としたインターンシップの展開
- **「~~（仮称）地縁者ネットワーク~~」の構築と情報の交換「ふるさとサポーター」等による交流の推進**

第4節 美しい風景を後代に伝える「環境づくり」



1 取組の背景

- 本市は、中国地方の中央に位置し、豊富な森林、河川や里山など美しい自然環境を有しており、これまでも自然環境を守り活かしながら、自然と調和するまちづくりを進めてきました。
- 環境問題に対応するため、ゴミ分別の啓発活動やレジ袋有料化など、ゴミの減量とリサイクルを推進し、資源循環に対する市民の意識は徐々に向上していますが、地球規模の環境問題に対応しつつ、持続可能な社会を構築するには、さらなる取組が必要です。
- 本市の地理的優位性を活かし、広域圏における拠点性を維持・向上させるために、広域道路網、情報通信基盤や市街地の整備を進めてきました。
- 中心市街地を除く地域では、人口減少・少子高齢化の進行が顕著であり、一部の地区においては、農地の維持管理や日々の交流など、集落の生活機能を維持することが困難な状況になっています。
- 厳しい財政状況下で、道路、橋梁、上下水道などの社会資本ストックを良質な状態で次世代へ継承していくには、これらの長寿命化を図るなど、計画的かつ戦略的な維持管理・更新が必要です。
- 三川合流部など魅力ある河川環境を活用したにぎわいづくりや景観条例による良好な景観形成、住民自治組織を中心としたそれぞれの地域における歴史・伝統・文化などの様々な資源を活かしたまちづくり、豊かな自然と調和した景観づくりなど、まちの魅力を高める取組が着実に行われています。

2 取組の方向性

- 市民と地域を育んできたかけがえのない資産である自然環境を後代に引き継ぐため、市民や企業、市が一体となった自然と調和するまちづくりの取組をより一層強化します。
- 地球温暖化対策や循環型社会の形成に向けて、まちづくりに係るあらゆる分野で環境に配慮した取組を進め、市民、事業者が行動しやすい環境を整えます。
- 活力ある都市づくりを進めるために、広域交通の充実、安全で快適な道路環境や生活環境の整備、都市の中核性・拠点性の強化などに取り組みます。
- 住み慣れた地域に暮らし続けることができるよう、必要な生活サービスの提供機能や地域の活動の維持に取り組みます。
- 誰もが簡単に情報を入手でき、情報化の恩恵を受けられるよう、情報通信基盤・ICTの新たな技術の調査・研究を行い、さらなる利活用を進めます。

- 計画的なストックマネジメントと適切な支出・負担により、市民の生活や産業を支える社会資本を適切に保全するとともに、持続的に活用します。
- 田園風景や桜並木などの美しい景観を大切な資産として、**守り**、育てます。

【施策の成果をはかるのに参考となる指標】

指 標	策 定 当 時	現 状 値	2 0 2 3 年 度
	(平成24 (2012) 年度)	(平成29 (2017) 年度)	
生物化学的酸素要求量 (BOD) の環境基準達成状況 (三国橋付近)	1. 1 m g / ℓ	0. 7 m g / ℓ	0. 5 m g / ℓ
市民一人あたりのゴミ排出量	1 5 5 K g	1 6 6 K g	1 4 1 K g
温室効果ガス排出量	(H22 (2010)) 9 3 万 t - C O ₂	8 1 万 t - C O ₂	7 6 万 t - C O ₂
各支所から市役所までの移動時間 (自動車)	3 0 分以上	3 0 分程度	3 0 分以内
汚水処理人口普及率	7 1. 2 %	7 7. 5 %	8 4. 0 %

3 具体的な取組

(1) 自然環境 ～豊かな自然を活かし、環境保護に取り組むまち～

ア 自然とともに生きるまちづくり

- 自然環境，生物多様性の保全
- ブッポウソウ，ダルマガエル，メダカやゴギなどの希少生物の保護
- 市民一人ひとりの環境意識の高揚と行動の推進
- 地域環境リーダーの育成
- 自然体験が行いやすい環境づくりの推進
- 里山の再生整備に対する支援

(2) 循環型社会 ～地球にやさしいエコなまち～

ア 資源循環の推進

- 廃棄物のリサイクル活動の推進
- 廃棄物の付加価値化
- 粗大ゴミなどの処理の有料化

イ 温室効果ガスの排出抑制と低炭素社会実現に向けた取組

- カーボン・オフセットの導入
- 自転車や公共交通機関の利用・エコドライブなどの取組の推進

ウ 再生可能（自然）エネルギーの活用と省エネルギー化の推進

- 遊休地などを活用した再生可能エネルギー設備の導入 **促進**
- 地域・家庭への再生可能エネルギーの普及促進
- クールシェア・ウォームシェアの実施
- 木材を中心とした地域資源の活用（木質バイオマス発電の調査・研究など）

(3) 生活基盤 ～地域の温かみと安心感のあるまち～

ア 安全で快適に暮らせる生活環境づくり

- 市民と築く安全で快適な道路環境づくりの推進
- 歩きやすい道づくりの推進
- バリアフリー化の推進
- 安全で安心な水道水の安定供給と **計画給水区域外の生活用水の確保**
- 公共用水域の水質浄化の推進
- 施設の統合等健全な公営企業経営の推進
- 【新】所有者による空家等の適正管理と特定空家等に対する取組の推進**
- 予防保全を基軸とする社会資本の戦略的な維持管理・更新
- 【新】災害対応等の機能を考慮したハード整備**

イ 都市の中核・拠点性の強化

- 効率的で計画的な土地利用の推進
- 【新】民間を含めた遊休資産の有効活用の推進
- 宿泊機能の充実をはじめとした都市のにぎわい・魅力づくりの推進
- まちのエントランス機能，情報発信機能の強化
- 回遊性の向上と空家・空き店舗などの有効活用
- 歴史・伝統・文化，景観など三次らしさを活かしたイベントの開催
- 高速道路を活用した地域活性化
- 市民が川と親しめる環境づくりの推進

ウ 地域生活拠点の機能確保

- 特性・個性を活かした地域づくりの推進
- 住み慣れた地域で暮らし続けるための協働による支援の推進
- 地域や事業所などとの連携による生活に欠かせないサービスを地域に届けるしくみづくりの推進
- 生活に必要な機能の維持による暮らしやすさの確保

エ 広域交通体系の確立充実

- 広島空港へのアクセス向上
- 高速バス路線の充実
- 【新】JR線の早期復旧と利便性の向上に向けた取組強化
- 交通結節機能の強化

オ ICTの積極的な利活用

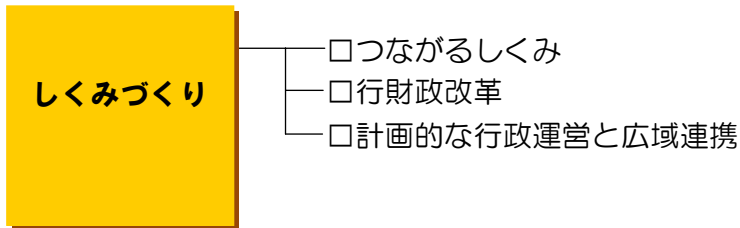
- 情報ネットワークの民間活用を含めた安定稼働と利用促進
- ICTを活用した市内外との人的ネットワークづくり
- 地域や学校での学習にICTを活用する機会の充実
- 携帯電話不感地域の解消
- 【新】AIやIoTなどの活用促進（調査・研究）

(4) 景観形成 ～一人ひとりが四季折々の三次を盛り上げるまち～

ア 美しい景観づくり

- 「花の里づくり」（桜など）による美しいまちづくりの推進
- 景観条例による良好な景観形成の促進
- 鮎やホテルが棲み続けられる川づくりの推進
- 美しい里山づくりの推進
- 景観づくりに取り組む市民団体等のネットワークづくりの推進
- 公園・緑地の快適性の向上

第5節 参加、行動、対話による、つながる「しくみづくり」



1 取組の背景

- 少子高齢化の進行、道路交通網の整備などによる行動圏・生活圏の拡大、家族のあり方の変化などにより、地域で人と人が触れ合う機会や共同作業に取り組むことが減少しています。こうした状況の中で、高齢者等の孤立化や社会意識の低下、地域づくり活動への関心度や参加率の低下といった多くの課題が生じています。とりわけ、地域づくりの担い手の確保が、各住民自治組織において共通した課題となっています。
- 19の住民自治組織に代表される地縁型のつながりだけでなく、福祉、子育てなど、共通の関心や目的によって結びつく目的型の団体の様々な活動が、まちづくりを支えています。さらに、企業や事業所、学校などの団体、祭などのイベントや共通の趣味、社会や経済の制度、ICTなど、様々なつながりをもとにした活動が地域で展開されています。
- 地域づくり懇談会、車座対話、出前講座、SNSなど、様々なチャンネルでの情報提供を進めているところです。また、市職員による地域応援隊を設置し、地域課題解決に向けた協働の取組を推進していますが、職員一人ひとりと市民の対話、目的共有や市民参加の促進は未だ十分とは言えません。
- これまで、様々な都市機能を担う社会基盤の整備を進めてきました。これからは集積した機能を市民全体の財産としてどのように活用していくかが重要になります。
- 普通交付税の市町村合併特例による優遇措置が、平成27（2015）年度から段階的に縮小され、2020年には終了することに伴い、10数億円の縮減が見込まれる上、人口減少等の影響により、税収の減少も見込まれることから、今後の財政運営は極めて厳しいものが想定されます。
- 自治体戦略2040構想研究会（総務省）の報告によると、自治体が持続可能な形で住民サービスを提供し続けるためには、これまで自治体が個々にカスタマイズしてきた業務プロセスやシステムを大胆に標準化・共同化する必要があるとされています。

2 取組の方向性

- 「自分たちの地域のことは、自分たちで考えつくっていく」ために、地域の住民が常会など身近なつながりを広げていく中で、主体的にまちづくりについて考え、対話を深め、行動し、課題を解決していける地域づくり、また、自ら考え行動できる人を増やし、育てることに取り組みます。また、若年層からの地域活動への参加を促進します。
- 地域で住民が支え合えるコミュニティづくりに向け、地縁型や目的型の様々なコミュニティがともにまちづくりに取り組むネットワークをつくります。
- このような「内」と「内」のつながりや、「外」と「内」とのつながりを含めた“ツ

ナガリ人口”の拡大に向けて取り組むとともに、まちづくりに積極的に関わるしくみづくりを進めます。

- 協働のまちづくりを進めていくために、課題や目的を共有できるよう情報公開を積極的に進めます。市民等との対話の場の拡充や市民が市政運営に参加するしくみづくりに、より一層取り組みます。また、「市が取り組むこと」「市民や住民自治組織や事業者等が主体的な活動によって取り組むこと」「協働によって取り組むこと」などをそれぞれが意識し、お互いが果たす役割を考え、協力し、補い合いながらともにまちづくりを進めます。
- 総合計画を着実に推進するため、行財政改革に取り組みます。未来の市民に夢を持てる地域を引き継ぎ、しあわせな地域をつくるため、限られた資源を有効に使い、市民の力を引き出し、三次を誇りに思えるまちづくりを進めます。
- 今後想定される人口減少や税収減少の中で、市民とともに三次の未来を拓いていくために、より効果的で効率的な行財政運営を進めるための徹底した行財政改革に取り組みます。
- 中国地方における地理的優位性を活かした都市機能の集積を図り、広域的な連携強化と機能分担により拠点性を高めます。また、近隣市町との連携により圏域の一体的な発展を図るとともに、県・国との適切な役割分担により、広域にまたがる住民サービスの効率的かつ効果的な提供に取り組みます。
- 人口減少の中でも、選択と重点化により、広大な市域の中で維持できる持続可能なインフラ整備を行います。

【施策の成果をはかるのに参考となる指標】

指 標	策 定 当 時	現 状 値	2 0 2 3 年 度
	(平成24(2012)年度)	(平成29(2017)年度)	
まちづくりに参加している人の割合	55.6%	54.0%	70.0%
(仮称)地縁者ネットワークふるさとサポーター加入者数	—	615人	2,000人
地域応援隊の設置	—	設置	設置
プライマリーバランス (地方債残高を増やさない財政運営)	黒字	黒字	黒字

3 具体的な取組

(1) つながるしくみ ～“ツナガリ人口”を拡大して、変化を起こすいろんな人が意見を出し合えて、参加できる人輝くまち～

ア 一人ひとりの「参加」「行動」「対話」

- まちづくり活動への理解と参加の促進
- まちづくりに関する情報提供と「つながる」場づくりの推進
- まちづくりボランティアや地域リーダーなどの育成の支援
- 「(仮称)地縁者ネットワーク」の構築と情報の交換「ふるさとサポーター」等による交流の推進

イ 住民自治の推進

- 【新】身近な地域を守り、助け合うための常会等への加入促進
- 住民自治組織と市との役割分担の検討
- 地域の特色を活かした住民自治活動の推進
- 市民団体や企業、地域出身者などの目的型コミュニティ等と住民自治組織との連携の強化

ウ 企業や市民団体、目的型コミュニティなどの支援・育成と連携の推進

- 目的型コミュニティの「つながる」場づくりの推進
- 多様な組織や団体と連携を進めるための調整・サポート機能の構築
- 住民自治組織をはじめとする地縁型コミュニティと目的型コミュニティとの連携や協働の推進

エ 対話と共感を大切に市民と協働するまちづくり

- 市民との対話を深め、市民の立場に立った行政サービスの推進
- 情報インフラを活用した幅広い対話の展開
- 的確でわかりやすい行政情報の発信
- 自主自立の地域づくり、特色あるまちづくりの支援
- 市職員による地域応援隊の設置活動充実
- 市職員の地域行事などへの積極的な参加の推進

(2) 行財政改革 ～未来の市民に夢を引き継ぐまち～

ア 社会の変化を的確につかんだ政策の選択と重点化

- 人口減少・少子高齢社会に挑戦する施策の重点化
- 女性が働きながら子育てできる環境づくりや高齢者の活躍の場づくりの推進
- 市民の力を引き出す、市民や地域が主役の地域づくりの推進
- 広域的な拠点性の維持・向上に向けた取組の強化

イ 効率的で安定した行財政基盤づくり

- 収益的事業の経営健全化
- 自主財源の確保と受益者負担等の適正化
- 経常経費の削減
- 事務事業のゼロからの見直し
- 投資的経費の選択と重点化
- 市有財産の徹底活用と整理，統合，廃止

ウ 市民の期待にこたえる市役所づくり

- 利用者の視点に立った窓口サービスの拡充
- スリムでフットワークのよい，行動する組織づくり
- 社会の変化や課題を的確につかみ，対話力があり，目的，方針を共有し，自立的に考え，機敏な行動ができる職員の育成
- 主要課題に迅速・重点的・総合的に対応できる庁内連携の強化
- 女性職員や若手職員，チャレンジ精神のある職員を活かし育てる組織風土づくり
- 多様な任用制度を活用した職員の定員管理の徹底

(3) 計画的な行政運営と広域連携 ～みんなとつながるまち～

- 計画を進行管理するしくみの構築・徹底
- 広域行政の推進
- 広域的な連携強化と機能分担